

平成22年海津市議会第3回定例会

◎議事日程(第2号)

平成22年9月13日(月曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員(18名)

1番	六鹿正規君	2番	伊藤秋弘君
3番	浅井まゆみ君	4番	飯田洋君
5番	山田武君	6番	服部寿君
7番	堀田みつ子君	8番	藤田敏彦君
9番	赤尾俊春君	10番	川瀬厚美君
11番	渡辺光明君	12番	水谷武博君
13番	森昇君	14番	星野勇生君
15番	永田武秀君	16番	松岡光義君
17番	西脇幸雄君	18番	山田勝君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局長	後藤昌司君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	青木彰君	総務部財政課長	木村元康君

企 画 部 長	福 田 政 春 君	会 計 管 理 者	伊 藤 久 義 君
産 業 経 済 部 長	大 倉 明 男 君	建 設 部 長	伊 藤 恵 二 君
水 道 環 境 部 長	高 木 武 夫 君	市 民 福 祉 部 長	安 達 博 司 君
消 防 長	田 中 俊 澄 君	教 育 委 員 会 長	森 島 英 雄 君
監 査 委 員 長	館 尋 正 君	農 業 委 員 会 長	水 谷 明 寛 君
事 務 局 長		事 務 局 長	

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 茂 一	議 会 事 務 局 課 長	神 田 勝 広
		補 佐 兼 議 事 係 長	
議 会 事 務 局			
議 総 務 係 長	西 村 里 美		

◎開議宣告

○議長（星野勇生君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野勇生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において12番 水谷武博君、13番 森昇君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（星野勇生君） 日程第2、一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、海津市議会会議規則第56条のただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可いたします。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可いたします。なお、質問者、答弁者は、初めに壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。

再質問には議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 渡 辺 光 明 君

○議長（星野勇生君） 最初に、11番 渡辺光明君の質問を許可いたします。

〔11番 渡辺光明君 登壇〕

○11番（渡辺光明君） 皆さん、おはようございます。

議長より質問の機会をいただきましたので、渡辺光明がこれから通告に従って2点の質問をさせていただきます。

幸いにして、きょう、こうして質問の機会を得たというのは、私を支持していただいております1,000人近い支持者のおかげだと私は思っております。その気持ちの部分も含めて市長に質問をさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひします。

質問の内容につきましては、通告をしておりますとおり、庁舎建設について、もう一つは行政全般の危機管理について、この2点を市長に質問をしたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひを申し上げます。

1番目に、統合庁舎建設には特別委員会において8回の協議を重ねてまいりましたが、協議の争点がどこにあるのか、全くかみ合うこともなく、非常に説得力のない中身の乏しい会議のように私は感じました。

平成20年10月14日、海津市統合庁舎検討懇談会会長、水谷捨巳氏、当時の海津市自治会連合会長より提出された統合庁舎のあり方に関する報告書を見ますと、多くの委員の意見がまとめられました。報告書の中で繰り返し繰り返し心配しておられることの1点目は、将来にわたり財政的な不安のないことを慎重に確認をしながら進めていただきたい。2点目は、整備に当たっては、財政的負担を最小限にとどめた施設でなければならない。3点目は、建設に当たっては、華美でなく、必要最小限の庁舎であることを基本に、繰り返し繰り返し「最小限」という言葉をお使いになっておられました。

現在進行中の計画は、市民の思いに必ずしもこたえるものではないと私は考えます。市長、いま一度考え直すつもりはありますか。市長の考えを求めます。

さらに、最初からの計画の進め方について心配する一人として、何点か市長に確認をさせていただきます。

政治家であり行政を預かる長として、市民から多くの声があるにもかかわらず、公聴会も開かず、市民に十分な説明もないまま、執行権を行使してでも計画どおり事業を進めていかれるおつもりでしょうか。

統合庁舎建設に当たり、土地購入費も含めて関連する事業費はざっと25億円程度の財源が必要と思われませんが、事業計画の見直し及びある程度建設基金がたまるまで据え置きにする考え方は全くありませんか。

近年、高齢者時代が続き、年を追うごとに福祉費と終末医療費が想像を超え、億単位で増加し、市民に国保税の増税と市民サービスの切り捨て等、お願いに至っている中、市庁舎建設を今最優先の事業として取り組まなければならない事業なのか。その前に、現在進行中の高額を要する事業費とその事業の見直し及び財政の立て直しが必要で、そのことこそ市長が最優先に取り組まなければならないことではないでしょうか。

現在、実施計画に入っていますが、財政難の中、増税につながりかねない庁舎建設を本当に市民は望んでいるのでしょうか。市民に問いかけるつもりはございませんか。その点について、庁舎問題について市長に質問をさせていただきます。

2点目に、行政全般の危機管理について。

昨年3月以降、大小合わせて把握しているだけでも何回かの不祥事が発生しています。そのたびに下隠ししようという態度が見受けられました。だれかに指摘されると、今、調査中だからと言い、積極的に問題を解決しようという姿勢が感じられませんでした。

最近の不祥事についても市当局は全く不誠実な説明で、関係者全員が他人事のような態度で、不祥事を起こした本人もそれなりに責任がありますが、私が一番問題視するのは、指摘された後の説明のあり方と責任のとり方があいまいで、自分に責任が及ばないよう、終始自身の安全を念頭に置いての言いわけばかりが感じられ、管理者に対して本当にむなしささえ

感じるところでございます。温情だけで、幹部職員を初め何百人の職員の危機管理が到底できるものとは思いません。現実を早く正しく把握し、適切に管理していくには、今、何が一番欠けているとお思いでしょうか、お聞かせください。

なお、あわせて何点か市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

懲罰委員会は、その都度だれが任命するのか、役職と委員の人数の決め方は、だれが決めるのでしょうか。

頻繁に発生する不祥事に対して、内部懲罰委員会では機能しないのではないかと考えます。この際、第三者を同数と議会から一、二名で委員の構成を検討することはできないのか、市長の考え方をお尋ねいたします。

三つ目に、公平委員会の任命権はだれにあるのか、また委員は何名でしょうか。さらに、公務員経験者やOBでは本当に公平な判断ができないのではないかと。特に職員は申し立てにくいのではないかと考えますが、市長はいかがお考えでしょうか。

この2点について市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

これをもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（星野勇生君） 渡辺光明君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 渡辺光明議員の庁舎建設計画についての御質問にお答えします。

現在の統合庁舎建設計画は、前定例議会の折の一般質問の際にも答弁させていただきましたように、市長の諮問機関であります海津市統合庁舎検討懇談会並びに市議会庁舎検討特別委員会におけます議論の結果を第一義として進めているものであります。両報告書とも、御質問にもあるように、建設に当たっては適切な規模で、華美でなく、必要最小限な庁舎として、今後の市の財政状況を十分に見極め、整備に当たるよう求められています。

そこで、庁舎整備の内容等につきましては、ことし3月に設置されました統合庁舎整備特別委員会に私も過去7回出席をし、財源等を含め詳細に御報告させていただいてきておりでありまして、お示しのしてある計画に沿って進めてまいる所存であります。

次に、公聴会も開かず市民に十分な説明もないまま執行権を行使との御指摘でございますが、まず公聴会につきましては、海津市議会委員会条例第3章に規定されており、開催の可否は市議会が決定されるものであります。ここで市民への十分な説明を怠っているとの御指摘であると思っておりますので、それについてお答えします。

今進めております統合庁舎建設計画を導いていただいた統合庁舎検討懇談会の委員の皆様も、ほとんどの方々が民間の方で、しかも、各種団体の代表者としてお世話になったものでありまして、報告書が導き出される過程においては十分に民意が反映されているものと認識

いたしております。

また、当時の議会庁舎検討特別委員会からも同様のお導きをいただいております、これも市民の皆様のご代表者であります議会の結論として真摯に受けとめさせていただき、その結果につきましては、市報「かいづ」、市議会だより等により周知がなされてきているところであり、現段階に至って説明会等を開催する計画はありません。

次に、事業計画の見直し及び建設基金の造成であります、これも特別委員会で示させていただいたとおり、華美とならないよう必要最小限の庁舎とし、財源については合併特例債、または現基金を有効に活用しながら、過度の財政負担とならないよう現計画を詰めながら進めてまいります。

次に、福祉的経費が増大する中で、今、庁舎建設に取り組まなければならないのかとの御心配でございますが、確かに福祉的経費には今後も多額の財政需要があるものと見込んでおります。こうした中、国民健康保険加入者の皆様には、今年度、国保税を引き上げさせていただいたのも事実であります。今ここで国保について論ずるつもりはありませんが、国保につきましては、制度上、または昨今の経済情勢等により、本市のみならず全国的に市町村に対して財政負担が重くのしかかってきております。そうした中で、本市におきましても、国保加入者の皆様のご理解を得ながら国保税の引き上げを行い、国保会計の健全化を目指すとともに、一般会計から多額の財政支援を行っていることは渡辺議員も十分に御理解いただいているものと存じ上げます。

一方、合併時の大きな課題でありました庁舎問題につきまして、進むべき道を御提言いただいた今、庁舎整備を粛々と実行していきたいと存じます。特別委員会でも御説明させていただいたように、通常は庁舎建設については国等の有効な財政支援はありません。しかしながら、合併市町村に対しては、期限つきではありますが、財政上、非常に有効な支援措置があり、今でなければ庁舎建設は非常に厳しいものであると推察します。

また、福祉的財政需要のほかにも多額の資金を要する事業があるわけですが、これらについても、随時、事業内容等を見直しを行いながら、市民の皆さんの生活の向上を目指し、取り組んでいく所存であります。

以上、申し上げましたように、現在までの経緯も含め統合庁舎建設に御理解をいただきませう、よろしくお願い申し上げます。

2点目の、行政全般の危機管理についての御質問にお答えします。

危機管理につきましては、平成20年7月に「危機管理基本方針」を策定し、迅速な対応（早期発見・早期対応）、適切な対応、透明性の確保（情報公開）、厳格な態度等を基本としております。

また、想定される危機事案ごとに、所管部局で個別の危機に対して具体的な対応策を示す

「個別マニュアル」を策定しております。

しかしながら、たび重なり職員の不祥事が発生した要因は、公務員としての倫理意識やモラルの欠如にあります。チェックできなかった組織や危機感の欠如、内部統制環境が機能していなかったことが原因であります。よって、不祥事の再発を防止するためには、全職員に対し、公務員としての倫理の確立、服務規律の遵守と綱紀粛正の徹底を図ってまいります。

御指摘の下隠しにしようとする態度、他人事のような態度、説明のあり方と責任のとり方があいまいなどについては、一切そのような思いはございません。不祥事の公表には、真実、事実を明らかにする根拠や、当事者自身の供述の内容確認などが必要であり、それに要する時間が必要であることを御理解願います。

次に懲罰委員会についての御質問ですが、国会や地方議会に議会の秩序維持のために設置される委員会であり、ここでの御質問は、市職員の懲戒処分についての御質問であると思っておりますので、それについて回答いたします。

市職員の懲戒処分については、職員に非違行為があったとき、その職員に対する制裁として地方公務員法第29条に規定され、海津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、海津市職員懲戒取扱規則並びに海津市職員に対する懲戒処分の指針により詳細を定めております。

懲戒処分の内容、処分の決定については、市長、教育委員会、消防長等任命権者の裁量にゆだねられておりますが、海津市職員懲戒取扱規則で懲戒処分を公正に行うため、内部組織としての職員の規律違反の事実を審査する海津市職員懲戒審査委員会の設置を定めております。委員会は、委員長に副市長、委員に教育長、部局長職を充てた14名で組織し、任命権者からの請求により開催しております。外部からの委員については、弁護士等の職を考えており、検討してまいります。

また、このような不祥事が二度と発生しないよう具体的な不祥事防止策を策定するため、これまでも会計指導、検査を強化するなど対策を講じてきましたが、改めて全庁挙げて海津市不祥事再発防止委員会を設置しました。委員会は、副市長を委員長として、委員に各部等の長12名により組織し、その下に課長級を中心とする二つの作業部会8名及び係長級を中心とする二つのワーキンググループ12名、総務課に事務局4名の37人体制により、再発防止についての調査と再発防止策の策定作業をスタートし、不祥事を防止する方策の確立に着手しております。

今後は、再発防止に努めるとともに、行政に対する市民の皆様の信頼回復に向けて職員一丸となって取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、公平委員会は、地方自治法第202条の2第2項の規定により、懲戒処分を受けた職員のその処分の不服申し立てに対する裁決、または決定等を事務処理する行政委員会です。地方公務員法第9条の2第1項により3人の委員で組織し、同条第2項により、お2人は平

成20年第2回海津市議会定例会、お1人は平成21年第2回海津市議会定例会でそれぞれ同意をいただき、地方公共団体の長である私が選任しております。

現在、公平委員会委員は公務員経験者の方々であり、経験者であるがゆえの豊富な経験と知識を持って公平に審査し、判定されていることから、公平性を欠くことなく、職員から不服申し立てがしにくい環境ではないと認識しております。

以上、渡辺光明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ございませんか。

[11番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 渡辺光明君。

○11番（渡辺光明君） 再質問の本題に入る前に、1点だけ市長に、先に確認をしていきたいと思います。

例えば、今、公聴会について議会の承認を得て公聴会が開けるというようなことを申しましたが、これが例えば中間報告会というような形であったなら、これは市長がみずから決めてできる範囲内のことではなかろうかと思いますが、議会の承認がなくてはそれもできないというような判断をさせていただくのか、どうでしょうか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 海津市で規定してありますのは議会が公聴会をすると、そういうふう
に規定されておりまして、私どもが先ほどお答えさせていただいたのは、渡辺先生の御意見は、広く市民の皆さんの御意見をお聞きしなさいと、そういう意味であろうということで答弁をさせていただきました。

[11番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 渡辺光明君。

○11番（渡辺光明君） ちょっと理解できなかったわけですが、市長みずから市民に向かって、今、このぐらい進んでいますよと、皆さんどうでしょうかと、立派なものができますよというような報告会というのは、市長みずから提案されてできるということはどうなんでしょうか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私は、吉里校下、渡辺先生の校下ですね、自治会の総会、あるいは老人会、お話を承れば、そこで必ず庁舎問題のこともお話をしております。ですから、あらゆるところで情報発信をしているつもりでございますので、よろしく願い申し上げます。

[11番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 渡辺光明君。

○11番（渡辺光明君） くだいようですけれども、もう一回だけお尋ねします。

個々の会合等で報告をしておりますので、市全体として、例えば広報して、文化センターで皆さんの前で全体として報告をするつもりはないというふうに判断をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほども御答弁で申し上げましたが、この問題は合併する前から浮上していた案件でありまして、その案件を実は市になってから進めなさいというお話を承っております。先ほど申し上げましたように、手順を一つずつ踏んで、それを公開し、そして情報発信をしながら進めております。

したがいまして、いろんな予算につきましても、議会の先生方全員に御理解をいただきながら今進めているわけございまして、今の段階ではそういうことは考えておりません。

〔11番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 渡辺光明君。

○11番（渡辺光明君） 仕方がありませんね、私の意と多少違いますけれども、市長さんがそういうおっしゃるなら、これはもうやむを得ません。

改めて、先ほど壇上で申し上げましたように、私は多くの方の支持を受けながら、この場に立たせていただいております。したがいまして、私が質問をすることについては、これは多くの市民の方の代弁者として壇上で質問の機会をいただいております。こんなふうにごろから思っております。そういう観点から、本当の再質問に入る前に市長にお尋ねをします。

この回答は、先ほどいただいた回答ですね、この回答は、だれを意識して回答をされたか、ちょっとお尋ねします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 渡辺光明先生から御質問をいただいておりますので、渡辺先生に対する回答とともに、先生がおっしゃいました、先生を御支持される市民の皆さん方に御理解を賜りたい、このように思って答弁をさせていただいております。

〔11番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 渡辺光明君。

○11番（渡辺光明君） ありがとうございます。ありがたいお言葉だと私は思っております。理解していただきまして、ありがとうございます。

この私のきょうの質問については、多くの部課長さんの手を煩わせるような質問内容にはなっておりません。あくまでトップである市長さんのお考えをお聞きしておりますので、決して数字的なことで部長さん方、また控室における課長さん方に煩わしさを与えるものではないので、そういう観点から、日々忙しい市長さんのことですので、通常、原稿は関係部局で作成されたものと推測をいたします。まさか作成者は、私向けでなく、市民向けで

もなく、市長受けのする答弁書に、この答弁書は思えてなりません。非常に全体的にそのつない答弁でございます。そんなふうに私はこの答弁を聞いて感じました。本当に市長さんもお忙しい体でございます。しかしながら、この私の質問に関しては、これは市長しか答えられないような質問内容になっておりますので、そこら辺、やっぱり担当の部局で今回の答弁書は作成されたものでしょうか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私自身の意見が入っていないと渡辺先生はおっしゃいますけれども、一つ一つ渡辺先生の御質問に丁寧に答えさせていただいている、このように存じております。私が答弁しますので、私の意見であります。

[11番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 渡辺光明君。

○11番（渡辺光明君） すべての答弁書に対して、市長が最終的に全部チェックをされておるといことは存じ上げております。これは深く追及することではありません。

まず答弁を聞いておまして、市長初め執行部の職員さん、特にこの事業に対する考え方、またお金の価値観ですね、これが市民とは全く価値観が違うのではないかと。価値観の違うところでこの事業を、これは正当なものだと言われてみても、これはとてもじゃないけれども、議論の論点にできません、私はそんなふうに考えております。もう少し市民目線で本当に考えていただきたい、こんなふうに思っておりますので、ひとつ今後とも見直せる部分があれば、ぜひ見直していただきたい。先ほども市長の話の中で、この計画どおり事は進めるんだと、市民に改めて中間報告を何もしないんだと、もうこれは市長の決意、きつい考え方でございますので、それ以上私たちが手の施しようがございません。そのことを今思っておりますのでございます。

唯一その事業の見直し、またそれを阻止する方法とすれば、議会がこれ以上事が進まないように一致をして意見を申し上げる、これしか方法はないんですけれども、このことについては、日ごろから行政と議会は相反する立場であり、時には野党の目線で厳しくチェックをしていかなければならない。そういうような状況の中で、海津市においては、ひょっとしたら与党化しておるんじゃないかと、議会が、そんな思いをするときも多々あります。しかし、あくまで行政と議会は対立するものでもございませぬし、お互いの思い思いの意見をぶつけ合わせていい方向を見出していくと、これが議会と、それから行政との間柄じゃないかなと、そんなことも思っておりますので、その点もひとつよろしくお願いします。

きょうは野党の目線で、私は質問をさせていただいております。

まず、財政上の問題から確認させていただきますが、現事業も含めて高額事業がメジロ押しですが、全協の席、また特別委員会の席で、私は市民にこれ以上の財政的負担をかけるこ

となくこの事業を進めていかれるのか、そこら辺のことについて、これ以上の負担をかけることはないのかということについてお伺いをしました。それに対して行政の方としてはどう回答をされましたか、ちょっとお答えください。

○議長（星野勇生君） 市長、途中の質問内容についてよく理解できていないところがありますので、再度お答えください。3ページの上から4行目あたりからのことかなと議長として判断をいたします。

渡辺議員、あと5分ですので、よろしく願いいたします。

松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほどお話の中で、議員の議会の中で懇談会7回ですね、開催をさせていただきました。その中でも先生方がいろんなところを御視察いただいて、こうした方がいいのではないかといいところは、取り入れるところは取り入れてきておりますので、またそういった御指摘があれば、これは見直すことも十分あるわけでありますが、7回、8回でしたか、の中でも随分先生方の御意見をいただいて進めさせていただいているところであります。

それと財政状況ですね。これは先ほど申し上げましたけれども、合併特例債と基金を使って進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 渡辺光明君。

○11番（渡辺光明君） あまり再質問で寄り道ばかりしておりましてですね、私は再質問でお尋ねしたいなど、こういって思っておる半分も行きませんでした、あと5分というような話でございますので。

先ほどの私の再質問に対して、当時、市長さんは言われませんでしたよ、副市長も言われませんでした。部局の方から、私が質問したことに対して、事業を進めるに当たり、今の財源の範囲内で、市民の皆様これ以上増税につながる負担をかけないで進めさせていただきたいと、そんなような御回答をいただいております。それがどの範囲のことを回答として答弁されたのか、これはわかりませんが、私はこれはすべての事業を通して、これ以上市民の皆さんに増税につながるような、そういうことはやりませんよと。何とか今の財源の中でやりくりをしながら、知恵を出しながら、これはやっていますよと、だから庁舎も認めてくださいというようなふう聞こえたんですけども、そんなようなことでよろしいでしょうか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 渡辺先生のおっしゃっておられる増税ということが理解ができません。今の最後におっしゃいましたように、合併特例債と基金等を有効に使って進めさせていただ

くということでありませぬ。

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、例えば国保ですな、これは特別会計でありまして、本来であれば、その国保の中で全部会計処理が済むというのがベストであります。しかしながら、毎年1億円ずつぐらい医療費が上がっていく中で、せめて少し値上げをさせていただいて、しかしながら、それでは間に合いませんので一般会計から支援をさせていただいているという状況にあります。

したがいまして、先生のおっしゃる増税というのが、例えばどういうところのことをおっしゃるのか、ちょっと私には理解できません。

〔11番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 渡辺光明君。

○11番（渡辺光明君） 積み残しをしました件については、また機会があれば再度質問をさせていただきたいと思ひます。

危機管理のところまで全く行けませんでしたので、その点で1点だけお尋ねをしたいと思ひます。

この質問書の中にもありましたように、何回かの不祥事が発生したということで、その都度、この説明を受けてまいりましたが、隠すこともなく、自分たちに有利になるような、そのような報告はしていないと、誠実にこの問題に対しては対処しておるといふようなお話でございます。はっきりこうやって表へ出たものについて、また指摘をされたものについて、それなりの対応をさせていただきました。しかし、今の危機管理の体制の中で、本当にこういうことが皆無状態にしていけるのか、私はその点、非常に疑問に思っております。既に報告されていない案件で、私は2件ほど、今、事実関係を確認しようと思ひて努力しております。

昨年3月から以降……。

○議長（星野勇生君） 渡辺議員、40分超えましたので終了してください。

○11番（渡辺光明君） 昨年3月以降報告された以外にもあります。3ヵ月に1回ごとのペースで不祥事が発生してきております。これは通常の危機管理では、全くこれは機能しないといふふうに思っておりますので、今後、その点も含めて、我々が、ああ、よく行政もしっかりした危機管理をしたなと思ひえるような危機管理の案をもう一度お示ししてください。きょうでなくても結構でございます。よろしく。

○議長（星野勇生君） これで渡辺光明君の一般質問を終わります。

◇ 赤 尾 俊 春 君

○議長（星野勇生君） 続きまして、9番 赤尾俊春君の質問を許可いたします。

〔9番 赤尾俊春君 登壇〕

○9番（赤尾俊春君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告により、海津市の運営管理する道の駅「月見の里南濃」で発覚した売上金着服事件について質問をいたします。

7月24日の新聞各紙に掲載された、道の駅の男性駅長による売上金818万円を着服していたことが発覚したと報道がありました。

内容は、7月14日に金融機関から市に連絡があり、農産物直売や特産品販売をしている出荷者組合の分配金が不足していると連絡があり、調べたところ、6月分の分配金が321万円不足しているのが判明した。さらに、売上金、両替金の現金及び売上金の口座通帳を調べた結果、818万円の不明金が判明、男性駅長が着服していたものと報道された。

私を含め多くの市民の皆さんが、またかとがっかりされたと思います。事実、市民の皆さんから、海津市は何をしているんだ、去年から立て続けに不祥事が発覚している、人事管理はどうなっているのか、松永市長の管理責任はどうなっているんだと厳しい声が聞かれました。

私が道の駅「月見の里南濃」の売上金着服事件を知ったのは7月23日の午後でした。7月14日に発覚した事件が7月23日までの8日間も議会に知らされなかったのはなぜだと疑問を抱いたのは私だけでしょうか。

昨年3月に発覚した職員による体育施設使用料金の着服事件を契機に、現金を扱う部署のシステム点検が行われ、改善をされ、実行をされたものを信じていました。しかし、本年3月には、退職した幼稚園副園長が現金の不正管理をしていたことが発覚し、これは遺憾なことだと思っていたやさきに今回の着服事件が発覚しました。海津市の組織はどうなっているんだろう、激しい憤りを感じました。

7月23日に急遽招集された議会運営委員会と全員協議会で執行部から経過説明がなされ、全容が明らかになった。市執行部の説明によると、男性駅長は平成18年に採用され、翌19年4月に駅長に就任、同年9月から着服を始め、22年6月まで着服を繰り返していたとのこと。日日雇用職員として採用し、1年ちょっとで駅長に就任させ、さらに駅長一人に通帳を管理させていたと説明がありました。

事件の全容を知るたびに考えさせられます。この事件も複数の人でチェックするシステムが構築されていれば防げた事件です。昨年3月に発覚した体育施設利用料金着服事件の反省が活かされていません。執行部の責任は大変重いと考え、質問をいたします。

海津市の施設、道の駅「月見の里南濃」の管理責任はだれですか、どのような管理体制であったか、詳しく説明をお願いいたします。

2番目に、日日雇用職員の名前が公表されていないが、なぜ名前が公表されていないので

しょうか。

3番目、日日雇用職員の採用決定はだれがするのか。

4番目、再発防止策は検討されたか、実施方法をお聞かせください。

5番目、同様の施設のクレール平田があるが、施設の管理状況は。

以上、5項目について質問いたしますので、適切な答弁をお願いいたします。

○議長（星野勇生君） 赤尾俊春君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 赤尾俊春議員の海津市が運営管理する道の駅「月見の里南濃」で発生した売上金着服事件についての御質問にお答えします。

初めに、このたび道の駅「月見の里南濃」で発生しました売上金着服という重大な不祥事を起こしまして、道の駅に出品されておられます皆様、市民の皆様、関係者の皆様には多大な御迷惑をおかけしましたことに心よりおわびを申し上げます。また、市政の信頼を著しく失墜させましたことにつきましても深く反省しております。まことに申しわけございませんでした。

赤尾先生の幾つかの御質問にお答えします。

1点目の、道の駅「月見の里南濃」の管理責任者はだれか、どのような管理体制であったかについてですが、施設の管理者は市長であり、施設の長は農林振興課長となっており、現場責任者は駅長であります。管理体制につきましては、農林振興課長、担当係長、担当者のもと、日常の管理運営を行い、道の駅においては駅長ほか11名の日日雇用職員により業務を行っております。

2点目の、日日雇用職員の名前が公表されていないが、なぜ名前が公表されないのかにつきましては、日日雇用職員は、地方公務員法に定める一般職、あるいは特別職の嘱託職員ではなく、海津市日日雇用職員の雇用、労働条件等に関する要綱によって雇用しております。したがって、公務員としての資格を有しておらず、海津市職員に対する懲戒処分の制度を適用せず、公表いたしませんでした。一般的には、起訴、逮捕、重大な交通違反で検挙された場合などに公表されるものと認識しております。

3点目の、日日雇用職員の採用決定はだれがするのかにつきましては、海津市日日雇用職員の雇用、労働条件等に関する要綱に基づき、担当課長、担当係長、担当者で面接を行い、面接評定票により意見集約を行い、担当課長が総合判定し、雇用予定者を選考した上、総務部長に日日雇用職員雇用協議書にて協議を行い、承認を得て採用決定をしております。

4点目の、再発防止策は検討されたか、実施方法については、このたびの不祥事の原因はということですが、まず関係する書類や通帳、現金等のチェックや検査等が十分に

機能していなかった、さらには通帳や現金の金銭管理を駅長1人に任せきりにしていたこと、さらに、業務内容の把握が十分できていなかったことなどが挙げられます。

この事件の反省に立ち、不祥事の起きない環境づくりを構築するため、金銭の管理取り扱いには複数の職員で取り扱うこと、2番目といたしまして、売上金とつり銭を同一の通帳で取り扱いしていたものを別々に管理することとし、関係書類もわかりやすいものとなりました。チェック体制は、不定期と月1回の農林振興課職員による監査と、月見の里南濃運営委員会の3名による定期監査を現在実施しています。

5点目の、同様の施設、クレール平田の施設の管理状況につきましては、月見の里南濃と同様の日常の管理運営を行っておりますが、関係者の意見を聞きながら、不祥事の発生しないシステムづくりに努めてまいります。

以上、赤尾俊春議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ありますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 赤尾俊春君。

○9番（赤尾俊春君） 答弁をいただきました。5項目についての答弁でありましたが、私は非常に残念だなあと考えておるのは、昨年3月に発覚した体育施設の横領事件といいますか、その反省が本当に生かされていないというように感じます。なぜ、これ新聞報道を見ますと、その当時からもうそういった行為が行われておったという報道だと思っております。ですから、その当時にしっかりとチェックをしていれば、これは防げた事件だと私は思っておりますが、市長はどう考えられますか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 全く赤尾議員の御指摘のとおりだと、反省をいたしております。

〔9番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 赤尾俊春君。

○9番（赤尾俊春君） こうした複数のチェックできるシステムができておれば、こうした事件が起きることはなかったと。当然、昨年3月のときに、私もそういったことを要望しましたが、システムをしっかりしてくださいということをお願いさせていただいた経緯がありますが、非常に残念であります。

また、今回、処分が発表されております。それも先ほど渡辺議員のときに市長の答弁をいただきましたが、そうした処分を科したから、それで事件は終わりだということではなく、そうした処分をされたことにより、さらに綱紀粛正を図り、こうした事件が起きないようにするのが私は大きな目的と考えますが、市長、どうでしょうか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 全く赤尾議員の御指摘のとおりでございまして、先ほど渡辺議員のときに答弁させていただきましたが、不祥事が二度と発生しないよう、具体的な不祥事防止策を策定するために、改めて全庁挙げて海津市不祥事再発防止委員会というのを設置いたしました。委員会は、先ほど申しあげましたように、副市長を委員長として、委員に各部等の長12名により組織し、その下に課長級を中心とする二つの作業部会8名及び係長級を中心とする二つのワーキンググループ12名、総務課に事務局4名の、37人体制により再発防止についての調査と再発防止策の策定作業をスタートし、不祥事を防止する方策の確立に着手を今いたしております。

こういった中で、三つの事件をもう一度再検討し、そしてその中で二度とこういったことがないように努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔9番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 赤尾俊春君。

○9番（赤尾俊春君） 一番この事件で困られたのは出荷者組合の皆さんかと思っております。こうした事件だけではなく、市のいわゆる危機管理といいますか、全般について非常に緩んでいるような私は気がいたします。

今後とも、こうした事件の起こらないことを、またそういったシステムを構築していただくことを要望し、質問とさせていただきます。以上です。

○議長（星野勇生君） これで赤尾俊春君の一般質問を終わります。

ここで、質問者の次へ進みたいんですが、現在10時5分です。ここで15分休憩といたしまして、10時20分から再開をいたします。お願いいたします。

（午前10時05分）

○議長（星野勇生君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前10時20分）

◇ 山 田 勝 君

○議長（星野勇生君） 18番 山田勝君の質問を許可いたします。

〔18番 山田勝君 登壇〕

○18番（山田 勝君） 会議規則に基づく事前通告による一般質問の時間をいただきましたので、発言させていただきます。

私の思いだけでなく、市民の声も代弁させていただきますので、しかも、答弁は市長のみということでお答えをいただきたいということと、はっきりと市民にも理解できるような答弁をまずもってお願いをさせていただきます。

要旨としましては、海津庁舎増築について。

質問内容、平成19年7月に海津市統合庁舎検討懇談会が設置され、市内各種団体代表20余名、さらにアドバイザーとして岐阜大学教授3氏も御出席いただき、平成20年9月まで、回を重ねること12回、議論の中身は、このまま分庁舎方式でいくべきだ、いや、統合庁舎にすべきだと、それぞれの立場、考え方でメリット、デメリットを強調、賛否両論、岐大教授からもいろいろな角度よりアドバイスもいただき、懇談会のまとめとして、事務所の不足分は現海津庁舎に隣接、飾り気のない適切最小限の経費で庁舎増設を検討すべきという結論になりました。

しかしながら、その後の社会情勢は、平成20年9月を境に、世界的大不況、企業は倒産、失業者は急増、我が市においても税収は減る一方、債務は増大するばかり、それらを考えるに、庁舎増設の件はしばらく見送ることが賢明とっていたやさきのことです。

ことし3月、議会で検討委員会が設置され、その後、たった1枚の図面が提出され、ただ一つの設計図では比較することも、よしあしの判断もできないと申し上げましたが、これが一番よい設計だ、さらには、これ一つをつくらせただけ、そんな答弁が返ってきました。第2、第3案等も提示されて言えることではないでしょうか。こんな理不尽なことがあっていいのでしょうか。しかも、増築するだけの経費が20億余もつぎ込もうという、まさに御殿のような市役所をつくろうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

我が市の財政状況は火の車、借金地獄に生かされているのが現状、わずかな基金も使い果たし、私たちの住むまちに非常事態が発生したときに、基金も予備費もなくでどんな対応をされるつもりなのか、極めて心配なことです。スズメの涙ほどの特例債を受けるだけで、そのほとんどが借金とは、余りにも無責任な計画にあきれるばかりです。海津市の借金の山に、さらに借金の上乗せ、このツケはだれに渡されるのか。市長自身が財源の準備予定があるのか。まさか子や孫にまで渡そうと言われるのではないでしょう。こんな大きな借金のツケは、だれが責任を持たれるのか。

箱物をつくったり、いじったりすることが立派な首長とは決して言えないでしょう。税収が少ない海津市が、これ以上市民に負担がかかるような財政のやりくりでは、市民はますます住みづらくなり、逃げ出したくもなる。お金持ちしか住めないまちになりそうです。市民に対するサービスも日増しに低下するばかり、納めなくてはならない諸税は上がる一方、今後、市長はどんな方向に我が市が向かおうとしておられるのか、お伺いいたします。

事務所増設に膨大な資金を投入することが海津市発展につながる理由があるとされるならお聞きしたい。

また、海津市民が幸せに暮らせる保障はありますか。立派な事務所をつくって都合がよいのは、市役所で働く職員二百数十人のうち、市長及び副市長以下百数十人が心持ちがよいだ

け、市役所を利用する市民は、月に二、三回、せいぜい30分以内で要件が済む人がほとんどではないでしょうか。そんなに大きな庁舎が本当に必要ですか。

私たち市民の暮らしが大変な昨今、血の滴るような税金を納めている市民の皆さんに、今の海津市の借金の現状を幅広く説明し、意見を聞くことが大前提ではないでしょうか。

砂上の楼閣をつくって海津市が今後何年維持できるか、極めて憂慮するものですが、いかがお考えでしょうか。

そこで、海津市議会は、新しくつくられた他の市役所を視察することになり、岐阜県可児市（人口約10万人）と兵庫県宍粟市（人口4万人余）の市役所を見学させていただき、両市役所とも新しく5階建てづくりで、建物が総経費20数億円で、それは立派な市役所ができ上がっております。建設基金もそれなりに長期に積み立てられ、何年も検討に検討を重ねられ、気の遠くなるような計画でつくられていました。

我が海津市は、半年足らずで早くも実施設計に入ろうとされているが、なぜそんなに慌てられているのか、私には全く理解できません。

さらに、過日、8月28日ですが、揖斐川町庁舎の完成内覧会が行われ、視察してまいりましたが、防災センターも併設の一部5階建て、役所内機能のほとんどが新しくつくられて、それで経費は海津の増設費よりもお値打ちに完成されていると聞きました。

海津市の人口は現在3万9,000人余りで、5ないし10年先の中期財政計画も早速見直す約束されたが、どこを見直されて設計されたのか、お答えいただきたいと思います。

海津市の将来人口は大幅な減少が推測され、それに対する職員数の減、それらを考えるに、大きな事務所増設は本当に必要なのか。松永市長は、適切な器と言われた。適切な器とはとただしますと、災害が発生したときには市民の避難場所にも使ってもらう、そんな答えが返ってきた。そんな災害のために4階建てをつくろうと言われるが、私は全くこれも理解できません。市民のだれがどのような災害時に避難できるのか、具体的に説明をいただきたい。

さらに、過日、8月20日の全員協議会の途中に、現海津庁舎3階議場を含む、つまりこの議場も含めた3階すべてを大改修しようとする図面が提出されました。どこから出されたものか再三尋ねても、はっきりと答弁は返ってきませんでした。基本的に現庁舎は耐震補強は認めることになっておりますが、現庁舎のこの3階部分を改修することは初めて聞く話です。しかし、一部の議員から、庁舎増設と同時進行すべき、今がチャンス、時を逸する、時間がない、そんなとんでもない発言も出てきたが、提出されて即座に賛成とは、海津市議会は典型的な大政翼賛会なのか。

事務所増設のスタートが最小限の経費での決め事は、どこへ行ってしまったのでしょうか。いつの間にか、市長室、副市長室、公室等が新しくつくられる図面に変更され、しかも、現在の市長室よりも大きく設計されており、その図面を見て、議員の中には、大変よい設計だ、

計画に異論はない、早く着工に進むべきと賛意を示す一幕もあり、驚きを隠し得ませんでした。

市長は、みずからの執務室が立派になるから、議員たちもこの際だからと進言されたのか、それともだれかが要望されたのか、答えていただきたいと思います。

こんなすばらしい議場を改修とは、無駄遣いの最たるものではないでしょうか。「節約」とか「財源不足」という文字、言葉は、どこへ行ってしまったのでしょうか。そのようなことは全く無関係で、金はなくてもつくればよしとお考えですか。

以上、幾つかの質問をさせていただきましたが、市民にも理解できる回答をよろしく願いいたしまして、終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（星野勇生君） 山田勝君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 山田勝議員の海津市庁舎増築についての御質問にお答えします。

山田議員が申されますように、平成19年度、20年度の2ヵ年にわたり統合庁舎検討懇談会におきましては、非常に山田先生にも熱心に御議論をいただき、海津市の将来に向かっの御結論を導いていただき、まことにありがたく思う次第であります。

懇談会の報告書に記されている「適切な規模で華美でなく、必要最小限な庁舎とし、今後の市の財政状況を十分に見極め整備に当たられるよう要望します」との思いは、決して置き去りにしているわけではありません。

それでは、順序立って御質問にお答えさせていただきます。

まず、3月定例議会後の全員協議会におきまして統合庁舎の基本設計案をお示しさせていただいたわけでありますが、このことは統合庁舎整備特別委員会の場でも図面を提出させていただいた経緯と、増築に要します概算事業費について御説明を申し上げるとともに、設計コンセプト等について設計事務所から説明させていただいたとおりであり、図面がどのような経過を経てでき上がっているのかは御理解いただいているものと存じます。

次に財政状況であります。先ほどの渡辺議員の質問の折にもお答えさせていただきましたが、福祉的経費の財政需要が高まってきているのは事実であります。山田議員が言われるように基金を使い果たしているというわけではありません。

この議会に上程いたしております平成21年度決算状況をごらんいただければおわかりになると思いますが、一般会計、特別会計における21年度末基金残高は59億1,977万円有余であり、うち財政調整基金は18億5,400万円、公共施設整備基金は16億3,033万円となっております。このほどの統合庁舎整備には、特別委員会でも御説明しましたように公共施設整備基金を活用させていただく計画であります。なお、今後もこれら基金には、状況を見ながら追加

積み立てをしていくこととしております。

次に、借金のツケはだれが持たれるのかとのことではありますが、起債とは、最近の臨時財政対策債のように一部例外的なものもありますが、基本的には将来にわたって必要となる施設、道路等の整備のために借入れをすることができるものとされています。

したがって、これらの施設、道路を使用し、便益を受ける後世代と現世代とで負担を分かち合い、住民負担の世代間の公平化を図ることが起債の目的の一つであります。また、多額の財源を必要とする事業については、円滑な執行を確保し、財政負担を後年度に平準化することは、財政支出と財政収入の年度間の調整を図るという起債の重要な機能であります。よって、事業の執行に当たっては、必ずしも現役世代だけが負担を強いられなければならないものではありません。

庁舎は長きにわたり利用され続ける施設であり、その整備には多額の資金を必要とします。この資金を調達するには、合併した市町村のみに許される、新しいまちづくりを支援するための国の財政支援措置である合併特例債を活用することが最善の策であるとの判断により事業着手したものであります。

しかしながら、山田勝議員が御心配されますように、将来にわたって過度の負担を強いることは決していいことではないことは十分承知しております。合併特例債も借入れであり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入され、非常に有利な起債ではあるものの、毎年度の償還義務は負うわけであり、これが後々の財政負担にならないように十分に留意し、財政運営に努めていかなければならないことは言うまでもありません。

次に、市民へのサービスが日増しに低下し、諸税は上がる一方との御指摘でございますが、今年度より国民健康保険税の税率の引き上げをさせていただきましたが、これは増加の一途をたどる医療費により圧迫されている国民健康保険特別会計の健全化のためでありますし、保険税引き上げによる激変緩和措置として一般会計から多額な財政支援も行ってきておりますことは、山田勝議員も御承知のとおりであります。

また、議会に上程しております補正予算等におきまして、安心して暮らせる地域医療・福祉のまちづくりとして医療体制の充実を図る観点から、市医師会病院への乳がん診断装置、デジタルマンモグラフィの購入助成、子育て支援体制の充実の観点から福祉医療費助成枠の拡大を行うこととし、通院に要する医療費を来年1月より、現在の小学校6年生までを中学校3年生まで拡大するための諸案の御議決をお願いしているところでもあります。このように、市民生活の向上を第一義として行政運営に当たっておりますし、これからも応分の御負担をお願いしながら、「住みやすいまち海津」を築いていく所存であります。

次に、事務所増設に膨大な資金を投入することが海津市発展につながる理由があるとされるならお聞きしたいとのことですが、平成17年に旧海津郡3町が合併し、以後、旧町のそれ

それぞれの役場を利用し、分庁舎方式にて行政事務をとり行っておりませんが、現在に至ってこの体制による問題点、また本来市役所として求められる機能については、統合庁舎検討懇談会において十分意見が交わされて、その結果については報告書にも記載されているとおりであります。

これを集約しますと、市役所は市民の皆様にとって利用しやすい建物でなければならないことは言うまでもありませんが、何よりも災害時における防災拠点としての機能が求められているということでもあります。

現在の各庁舎は、平田庁舎東館を除き、いずれも老朽化が著しく、耐震性も有しておりません。したがって、最近各所で多発しているゲリラ豪雨による災害、また近い将来発生が予測されている大規模地震等による災害発生時において、災害対策に当たるべく拠点施設としての庁舎が地震対策等が施されていないことから、庁舎の直接的な被害による住民情報の破損や、行政機構そのものの損壊により災害対策が機能不全に陥るケースも想定され、非常に不安な状態にあると言えます。

我々には市民生活の向上を図るとともに、市民の生命・財産を守るという義務もあります。このことを可能とするには、現在の状態における分庁舎方式には限界があるとの判断から、懇談会、または議会特別委員会におかれましても、分庁舎方式を改め、経済性を考慮し、この海津庁舎に耐震補強を施し、適正な規模となる建物を増築し、統合庁舎とするとの御判断をいただいたものであると理解いたしておりますし、このことに沿った整備を進めているのであります。

また、適正な規模の建物とはにつきましては、統合庁舎整備特別委員会においてその都度御説明させていただいておりますが、十分に精査したものであり、決して華美な建物ではないと思っておりますので御理解いただきたいと存じます。

せんだって議員の皆様におかれましては、兵庫県宍粟市への御視察の際にも御説明があったようですが、宍粟市も合併以後、本庁機能が分散しており、老朽化した施設にあって、災害対策に対する行政機構としては、即応すべき緊急体制構築に大きな障害となっていることが新庁舎建設のきっかけの大きな要因であったようにあります。これにより事業着手され、庁舎完成間もない昨年8月、兵庫県西部豪雨災害に見舞われ、まちは大きな被害を受けられましたが、新庁舎の機能を十分に発揮することができ、迅速な災害対策を行うことができたとのことであります。災害はあってはならないことでありますが、本市におきましても十分な備えが必要ではないでしょうか。

また、お示ししました事業費につきましては、基本設計時の概算事業費でありますので、実施段階においては切り詰めることができるものと考えております。

次に、中期財政計画のどこを見直したのかとのことでありますが、前議会、一般質問の折

にお答えしましたように、財政シミュレーションを繰り返しながら財政運営に当たっていくこととしております。平成19年度に策定しました中期財政計画は、当時の経済情勢が継続するとの仮定のもとの計画がなされています。

山田議員が申されますように、現在の情勢は非常に厳しいものがあります。国は、景気は持ち直してきているとしながらも、依然として雇用情勢は不安感に包まれていますし、ここへ来て急激な円高等により将来を不安視する声が増しに高まってきています。こうした経済情勢を念頭に、また最新の決算データをもとに、個々に見直しを行っております。

主なものを申し上げますと、まず財源の根幹をなす市税であります。21年度決算をもとに、現状も踏まえ下方修正をいたしました。地方交付税につきましては、21年度決算、または本年度の交付状況により判断し、上乘せを行っております。国・県支出金につきましては、子ども手当の給付の財源を含み、直近の事業見通しにより上乘せをしております。繰入金につきましては、公共施設の整備基金以外の基金の繰り入れは控えることとし、下方修正をしております。市債におきましては、国の動向により臨時財政対策債の発行見込みが増加傾向にあることから、事業調整もしながら上乘せをしております。

次に歳出であります。人件費につきましては、21年度決算により調整をしておりますし、扶助費につきましては、子ども手当給付による部分もありますが、21年度決算をもとに将来においても増加するものと上乘せをしております。繰出金につきましては、個々の特別会計の現状等もかんがみて調整をしております。普通建設事業費につきましては、直近の事業計画をもとに、事業内容の精査を行いながら調整をしております。最後に補助費等につきましては、21年度決算をもとに上方修正を行っております。

このように財政需要はその時々において変化しており、固定化されているものではありません。したがって、今後も常に財政シミュレーションを繰り返しながら財政を健全に保っていく所存であります。

次に3階部分の改修計画であります。この海津庁舎におきましては、耐震補強を中心に施設改修も見込んでおります。このことは統合庁舎整備特別委員会で申し上げてきておりでありまして、3階議会フロアの改修につきましては、議会事務局と協議しながら進めることとしており、山田勝議員がごらんになったと思われる3階フロアの改修図面は、議会事務局より提案として示されたものであると思います。

今後、この海津庁舎につきましても、20年間は使用に耐えることを前提に整備することとし、そのためには時代のニーズに合った設備を施す必要もあり、改修を行うものであり、御理解を賜りたいと存じます。

以上、山田勝議員の海津市庁舎増築についての御質問に対する答弁とさせていただきますが、この統合庁舎整備事業につきましては、海津市の行政機構として、より効果的に市民サ

ービスを行うことを可能とし、市民の生命・財産を守る拠点としての施設整備として進めてまいるものであります。山田勝議員の深い御理解を賜りますよう、重ねてお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ございますか。

[18番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 山田勝君。

○18番（山田 勝君） 御丁寧に御答弁いただきましたことに、まずもって感謝申し上げますが、私の質問に答えていただけていない部分も幾つかあるように、聞き落としたということもありますが、重ねてお伺いということになるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

まず第1点ですが、一つとして、たった1枚の図面を出されて、それで何とか、しっかり記憶がないんですが、経緯とか経過を経たと言われたと記憶しておりますが、そんな手順の踏み方でこのような大事業が、俗にまともな審議もなしで、いつもいつもこういった進め方をされていくということばかりですが、これで当たり前の議会だという感覚でおられるのか。私は理不尽ではないかという質問をさせていただいたが、その点について、まずもってこれをお答えいただきたい。

他の市を見せていただいても、何年も検討に検討を重ねた結果、ようやくあのような市庁舎ができたという説明もいただきましたのに、我が市はわずか3月からこの9月までの半年で実施設計というような運び方は、余りにも不自然ではないかということをお願ひします。一言、簡単をお願いします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） そのことにつきましては、懇談会の方で山田議員に御説明を申し上げているものと思います。

そして1枚のということではなくて、いろんな条件を設計会社に提示して、その中でベストな設計図、そういった契約の仕方をしております。したがって、その中でいろんなことを検討しながら進めてまいったわけでございますし、そのことにつきましては、懇談会の中で御説明を申し上げているとおりであります。

[18番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 山田勝君。

○18番（山田 勝君） 時間も限られておりますので、次に、基金がさもあるような、私は御説明をいただいたように思いますが、しっかり書けないのでわかりませんが、特別会計等も含めて59億あるとか、そのほかにもということと並べられましたが、そんなことを私は聞いておるのやない、今度新庁舎に、いわゆる借金をする金は幾ら予定されて、この実施設計を

されようとしておるのか。実質庁舎につき込める金は幾らなのかということ具体的をひとつ、市民の皆さんもきょうは傍聴も大勢見えますので、わかるように御説明いただきたい。

それから、立派な市役所をつくるのが市の将来ですかということに対しても必要な施設と言われたと思うんですが、岐大の教授のアドバイザーのお話、私、全協でも申し上げたことがあるんですが、いずれそう遠い将来じゃない、やがては10万人未満の都市では成り立たないということを申されたことを、私、記憶にいまだに残っておりますが、4万を割って3万何千人、やがては3万5,000人になろうかというような市に、すばらしいその庁舎ばかりをつくって、それで果たして大丈夫なのかということも一つお尋ねをしたい。

それから、今後の市の方向についても私は聞き損なったような感じがしますので、例えば借金をますますふやして、私が申し上げたような借金地獄に向かうのか、それとも節約に節約を重ねられて、少しでも借りを減らそうというような思いで今後されるのか、そのあたりについても、以上3点、ひとつお願いします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 基金のことに對しましては、山田議員が借金に借金を重ねてというお話を今でもおっしゃるものですから御説明をさせていただきました。

そして、海津市は総合開発基本計画というものを持っております。それと同時に、行財政改革大綱をつくりまして、議員さんがおっしゃるように、節約に節約を重ねる部分と、そして海津市を元気にしていく部分と、道は非常にタイトでありますけれども、それに向けて、現在、鋭意努力をしているところであります。

それから、先ほど答弁の中で申し上げましたが、今、この平田庁舎、海津庁舎、南濃庁舎、いずれも耐震補強工事を施工しなくちゃいけないということもございます。それから、これからの財政対策として、どうして減らしていくかということも含めまして、1カ所に集めて、より機能的な市役所をつくると、そういった中で財政改革も進めてまいりたいと、このように思っておりますので、御理解をお願い申し上げます。

〔18番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 山田勝君。

○18番（山田 勝君） いまいちあれですが、じゃあ、はっきり一つお尋ねしますが、こういったものの借金をしなきゃ庁舎はできないわけですが、これはいつ返せる見通しを立てて借りられるのか、お金を。返す当てもない借金というようなものは、まさに個人なら夜逃げどころじゃない、自殺しなきゃならんということですが、市の破綻の近道ではないかということをおもうんですが、それらについてもひとつ、いつ返すこういう当てがある、このころに税収がこれだけあるという見通しがなくて、借りやあええ借りやあええでは私は済まされんと思うんですが、その点をお願いします。

それから、市長は私の質問に対して過去に、検討委員会におきましてですが、私が申し上げておいたら、そんなことぐらいやない、私は数倍いろいろな考えを持っておるということを言われたが、その数倍をここでひとつはっきりと、どのような庁舎をつくって、海津市が前へ進むには、その数倍の考えをひとつここで発表していただきたいと思います。お願いします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 数倍ということを申し上げましたのはあれですが、非常に山田議員さんと同じように、そのことに関しては日夜考えをしている、そういったことを申し上げたわけであります。

借金をどれぐらいで返すかということでありますが、これは財政課の方からお答えさせていただきますが、たしか15年ぐらいの予定で返済する予定であります。

先ほど来申し上げておりますように、分庁舎方式ではいろんな点で限界があると、そういった判断のもとに庁舎を建設するというところでございますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（星野勇生君） 財政課長 木村元康君。

[18番議員挙手]

○議長（星野勇生君） はい。

○18番（山田 勝君） 議長、もうそんな財政課長からは必要ありません。私は市長に尋ねておるのやけど、答えられんので。

私よりも数倍考えておられるというやつをちょこっと聞かせてもらいたいがね。数倍というたら一つや半分やない、少なくとも四つ、五つ、六つのことを数倍と言うのやないかね。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私は管理者、責任者であります。したがって、この海津市の財政をどう持っていくか、そういうことに関しては、もう毎日考えているところでございまして、言葉が適当でなかったかもしれませんが……。

○18番（山田 勝君） ありがとう、ありがとう、まだこれから、今考えておられると言われるのやで、もうそれ以上聞いておってもあかんので。

○市長（松永清彦君） いや、考えているわけではございません。

○18番（山田 勝君） 考えておらん……。

○市長（松永清彦君） それだけ深く考えて、責任を感じておるということであります。

[18番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 山田勝君。

○18番（山田 勝君） 渡辺議員からも発言がありましたが、この借金の現状を、海津は今な

ぜ、先ほども基金を並べられたようにあるが、特別にはこれだけと、財調にはこれだけ、何とかというような言い方をされたが、なぜ借金の現状を述べられんのか。海津市にもっと、我が市にはこれこれの借金がありますと、それでこの庁舎をつくりますという説明をなぜされんのかということで、私は借金の現状をきちっと市民の皆様によく説明されて、そして庁舎をつくるのはイエスかノーかということをやすべきやと。広く皆さんに現状をお伝えして、御意見を伺うということ私は強く望むものですが、でなかったら、海津市民がますます苦しくなるということをお願いしましたが、税金も納められん市民ばかりやよおったって、どうして市庁舎が立派なものができたら、それで市民が左うちわで飯が食っていけるのかということをおもう。私は砂上の楼閣と申しましたが、それで庁舎は成り立つのかどうかということをお願いいたします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） まずですね、議員さんとして、その市税も納められない方がうじゃうじゃおるといふ御認識は、私は発言を撤回していただきたいと思っております。

そして市債につきましては、これは広報で年2回ほどかな、すべて公表いたしております。山田先生はそれをごらんになられたことはないでしょうか。すべてオープンにいたしておりますので御理解をお願い申し上げたい、このように思います。

[18番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 山田勝君。

○18番（山田 勝君） じゃあ、次へ行きますが、私はこの説明の中にも、議員の発言にもありましたが、特例債、特例債、何ぞやというの特例債ということと言われるが、私は特例債という、いわゆる毒入りのあめ玉だという言い方を私はしたいんですが、特例債でさものようにお金をお借りして、残るのはつくった庁舎と借金のツケだけではないかと。それでも市長はあめ玉が欲しいのか、なめたいのかということをおもうのと、そのあめ玉が早く口に入れたがために慌てられるのか、そのあたりについても、ちょっと一言御説明いただきたいと思っております。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 山田議員さんに答弁でその点はお答えをしているわけではありますが…

…。

○18番（山田 勝君） されたかな。

○市長（松永清彦君） この合併特例債というのは、山田勝議員が御心配されますように、将来にわたって過度に負担を強いることは決していいことではないと、そのことは十分承知しておりますし、合併特例債も借り入れであり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入され、非常に有利な起債ではあるものの、毎年度の償還金は負うわけでありませ

と、これが我々の財政負担にならないように十分留意し、財政運営に努めていかなければならないということは言うまでもありません、その努力をしてまいります。御答弁申し上げます。

[18番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 山田勝君、短い時間ですのでよろしく。

○18番（山田 勝君） 市長の言われることに一つずつ反論しておると時間がないということですので、もうやめます。

結論としては、我が市がそんなに背伸びをしたような建物をなぜつくらなきゃならないかということもひとつ頭に置いていただきたいということと、本当に頭は大丈夫なのか、この借金地獄でこんなものをつくるのが大丈夫なのかということを私は強く申し上げたいということ。

最後にですが、市長も副市長も、現この執務室で仕事を粛々とやっていていただきたいということを強く私は申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（星野勇生君） これで山田勝君の一般質問を終わります。

◇ 六 鹿 正 規 君

○議長（星野勇生君） 続きまして、1番 六鹿正規君の質問を許可いたします。

[1番 六鹿正規君 登壇]

○1番（六鹿正規君） 今回、一般質問に関しては、8名中4名が庁舎問題に関して質問されております。今、先ほど山田議員の方からも御質問がありましたように、当然皆さん方も御存じとは思いますが、国においては約900兆、また海津市においては今約400億近い借金があるということを頭に置いていただきたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

今、執行部と設計業者の打ち合わせによって統合庁舎の実施設計が進められています。私は、昨年、市議会議員の職を与えていただいてから幾度となく庁舎について質問をしてまいりましたが、市長に私の意図するところが伝わりません。恐らく私の質問の仕方、内容説明が適切でなかったため、本来、市民の皆様が望む庁舎のあり方が決定されなかったのではないかと。海津市の発展を願い、市政のかじ取りをしている市長に間違っただけの判断をさせていると反省をしているところであります。

しかし、反省だけで終わったのでは市民の皆様にご不便を与え、多くの負担を残し、海津市発展の妨げになる、また松永市長が大きな汚点を残すことになるのではと考え、実施設計が進められている中ではありますが、もう一度質問をして、市民が利用しやすい庁舎にしたいだけのように、市長に考えを変えていただけることを期待し、質問をさせていただきます。

今、海津市は、本庁機能を分散して配置した分庁舎方式で行政事務はなされています。現在の分庁舎方式は、職員間の連携力や情報共有力が低下する可能性があり、また事務処理の迅速化や住民へのワンストップサービスの提供を考えますと、統合庁舎により1ヵ所で行政事務を行うことが望ましい。さらに、分庁舎方式では庁舎管理費や人件費の削減が難しいことなどから、統合庁舎の建設に御理解をいただいたところです。庁舎は、市民生活の重要な拠点施設である、まさしくこの思いは市長と私は一緒なのです。しかし、ほかのところが違うんですね。

市長、あなたは、以前庁舎建設の財源を心配して発言された議員に対して、あなたの何倍も考えていると言われましたね。その割にはという思いがあります。

市長、なぜ合併をしなくてはいけなくなったのか、旧3町の町民は、なぜ3町による合併を選んだのか、もう一度考えるときが来たように思います。隣の輪之内町においては企業の進出、人口の増加、当然税収もふえることでしょう。それに比べ海津市はどうでしょう。人口の減少に歯どめがかからず、後で質問をいたしますが、首をかしげたくなるような工業団地の造成、市民サービス低下による不平・不満、追い打ちをかけるような統合庁舎問題。

そこで、質問させていただきますが、市民生活の重要な拠点と考えておられる平田・南濃庁舎はどのようにするのか。宍粟市のように市民局としての対応はできないのか、お尋ねします。

次に、駒野工業団地についてお尋ねします。

8月中旬ごろ、私は駒野工業団地に足を運びました。とても暑い日でした。安全なところに車をとめ、団地内を眺めてみますと、草は伸び放題、とても造成中とは思えないようなありさまでした。駒野工業団地の計画は、平成20年度から平成23年度までの4ヵ年で完成する計画のはずでした。予定どおり進んでいますか。

平成21年第4回定例会で山田勝議員が駒野工業団地について質問されました。そのときの答弁の中で、駒野工業団地が12.6ヘクタール全部買えていませんで企業と細かい交渉に入れないとの説明、現在はこういったことはどこまで進んでいるのか、お尋ねします。よろしくお願いたします。

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 六鹿正規議員の統合庁舎整備事業についての御質問にお答えします。

渡辺議員と山田議員の一般質問でも答弁させていただいておりますが、現在の統合庁舎の建設計画は、市長の諮問機関であります海津市統合庁舎検討懇談会並びに市議会庁舎検討特別委員会における両報告書、並びに統合庁舎整備特別委員会の意見をお伺いしながら進めて

いるところであります。

平田・南濃庁舎に兵庫県宍粟市のような市民局としての対応はできないかとのことでありますが、宍粟市の市民局は、市民生活に直接関係のある日常的に必要なサービス業務と地域の実情に即した地域振興策などを行う現地解決型の事務所として設置されております。具体的には、窓口における諸証明や、税、各種福祉制度の相談、あるいは高齢者や障害者に対する訪問事業など、市民が地域で生活する上で行政のサービスを直接的に享受することで安心して住み続けられる地域社会を構築するための業務、さらに生活道路の維持修繕や、上下水道の安定した維持管理に加え、地域独自のまちづくり事業などが行われております。これは兵庫県第2位の広大な面積を誇る宍粟市ならではのお考えで、本庁舎のある旧山崎町以外の各旧町で迅速な対応を求められる事業、あるいはそれぞれの地域特性の中から求められる事業を実施するためと拝察しております。

一方、平成の合併を本県で最初に実施された山縣市では、旧町村の支所は窓口業務しか行っておられません。住民票や税務証明を取りにお見えになった方にお出しする時、結婚の届けを提出される場合は、それを受け付けるということで、判断を伴うような事務は一切行ってみえません。

もともと合併とは行政の効率化を目的としておりますので、支所機能とは相そぐわない部分があります。行政の効率化と支所機能の充実は相反する関係にあり、支所機能を充実させれば組織は肥大化します。だからといって支所が必要ないわけではありませぬので、これら先進市の事例も参考にしながら、本市にふさわしい支所のあり方について引き続き検討をしております。

2点目の工業団地についての御質問にお答えします。

駒野工業団地の造成は、海津市と岐阜県土地開発公社が平成20年10月16日に調印した協定書に基づき進めております。事業期間は、御質問のとおり平成20年度から平成23年度までの4年間と定めております。

現在までの進捗状況ですが、駒野地区につきましては、岐阜県土地開発公社が用地を取得し、国・県等の公共事業で発生した残土を22年3月までに約16万立方メートルの受け入れを行いました。

4月以降はのり面の土砂流出防止さくを設置しておりますが、公共残土の受け入れは行っておりませんので、夏場を迎え草が繁茂している状況となっておりますのは御指摘のとおりでございます。

庭田地区につきましては、当初では予定をしていなかった埋蔵文化財の試掘調査を6月から行っています。9月末には完了いたしますので、この試掘調査の結果を待って用地交渉を進めてまいります。

予定どおり進んでいるかとの御質問ですが、事業計画の工程から見ますと庭田地区の用地取得が若干おくれております。また、公共残土の確保にも影響を受ける可能性もございますが、公共残土の確保に万全を期し、期間内での完成に向け事業を進めてまいります。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） 市長の諮問機関でありました海津市統合庁舎検討懇談会並びに庁舎検討特別委員会では、主にどんな話をされたのか。恐らく現在の部署別による不便さ、かかる経費の無駄等々、また統合庁舎の位置などが話し合われたように思うが、お尋ねします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） その御質問に関しましては、当然場所をどこにするかとか、効率的にとか、いろんな角度から御検討をいただいて、そして御答弁をいただいたものと、このように思っております。

○議長（星野勇生君） 六鹿議員にお願いしておきます。市長の諮問機関でありまして、市長が会場にいなかったことをお察しいただきたいと思います。進めてください。

〔1番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） 私がお話をしたいのは、そういった諮問機関において一つ的话题を提供するという形で、今回、私どもは宍粟市へお邪魔して、今、質問の中でも宍粟市のような形、市民局としての形、現地解決型というような地域もあるというようなことを、もし、そういった場において御説明をいただければ、今回のような単なる部署別の不便さ云々ではなくて、もう一つ違った考えが出てくるのではなかったかと。私は、まさしく私の思うところ、こういった市民サービスの低下を招かない。合併によって合併したけれども、市民は、さほど行政に関して不便さを感じないよというふうにするのであれば、私は、まさしく私どもが研修にお邪魔した宍粟市のような形をとるのがベターではないかと。市長は、今、宍粟市の広大な面積のことをおっしゃいましたけれども、私が思うには、やはりサービスの低下を招かない、市民が合併しても、うん、さほど不便は感じないよ、以前とさほど変わりはないねという、そういったふうに感じていただくのが私はもう一つの大きな目的ではないかということをお尋ねします。市長、どう思われますか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほど答弁もさせていただきましたけれども、宍粟市の面積はどれぐらいあるか御存じでしょうか。海津市の何倍ありますでしょうか。谷筋が幾つありますでし

ようか。そういう地域の特性というのものもあるんだろうというふうに思います。

したがって、先ほど申し上げましたように、海津市になりましてから市民サービスとして、実は書類なんかも時間が過ぎるととれなかったものを電話しておいていただければ8時まではとっていただけるように、あるいは土・日に御指示をいただければ、そのときに準備するようにと、そういうような市民サービスに対して努力をさせていただいているところでございますし、一度松戸市で「すぐやる課」というのが話題になりましたけれども、海津市におきましても、総合窓口課の課長のところにすぐやる課の機能をつけさせまして、すぐ対応していくと。そういういろんなサービスのやり方を研究させていただきながら、また議会の先生方の御提案をいただきながら進めているところでございまして、先ほど申し上げましたように、合併をすると、六鹿議員さんも御理解をいただいているように、一つはこれは行革につながることで、それと市民サービスの低下を招かないように、こういった形でできるか、それは今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） 当然行革はお願いをするわけでございますけれども、今、市長は宍粟市の面積はどれぐらいか知っておるか、そういったことを踏まえて、私はあえて面積の大きい小さいではなく、今、合併による、まだまだ私の近辺、またあちらこちらで聞きますと、合併しても何もいいことがないという不平・不満が渦巻いておるのも現状でございます。そういったことを踏まえて、今回、こういった統合庁舎にする、これは別に間違っただけはおらないと思います。しかし、私が今ここで市民局云々ということは、南濃・平田に市民局というものを設置して、そちらの方へ宍粟市のように20人から30人の職員を置く。そこにおいては市民の7割から8割方の用事がそこで済んでしまうと、だから大変便利ですよという話を伺っております。ですから、こういったことをお話しする。

それと同時に、職員の統合庁舎に入れる人数掛ける平米数ですか、それも恐らく大きく変わってくるのではないかと、そういうことを考えますと、この統合庁舎にかかる経費が若干でも少なくなるのではないかとというふうに私は考えます。

したがって、当然まだまだ間に合うのではないかと思います。先ほど公聴会を開いたらどうだという議員さんからの提案に関しましても、開くつもりはないという市長のお考えをお聞きしましたけれども、私は公聴会とまでは言わずに、やはりもう少しオープンな形で、市民に関してアンケート等はとったらどうかと、またとるべきではないかと私は思いますけれども、市長はどのように思われますか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 統合庁舎については御理解をいただいたということで、あとはその組織の運営をどうするかという御指摘をいただいております。このように理解をいたしております。

したがって、きょうの議会も、これ市民の皆さん方に見ていただけるわけでございます。という経過で今までになってきているのかということは、その都度広報でも出しておりますし、御説明を申し上げます。

したがって、今のそのアンケートをとるということにつきましては、そういう必要はないだろうというふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） この問題も、公聴会の問題も、アンケートの問題も、議員はやってほしいという思いがある、また市長はやる必要はないだろうと、これはどこまで行っても平行線でございますけれども、この問題は一応終わります。しかし、住民各位も大きな関心を持っていただき、今、この海津市においては、先ほど冒頭にお話ししましたように、400億の借金があるということをよく頭に置いて、私どももこれから議会運営、また市長においては市政の運営に当たっていただきたいと思っております。

次に工業団地についてお尋ねしますけれども、今、埋蔵文化財が云々というふうに言われましたけれども、それ私だけでしょうか、その話を聞くのは、全員協議会等で説明等はされましたか、ちょっとお尋ねします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 全員協議会で御報告申し上げたかということについては、ちょっと今記憶がございません。大倉部長になってからはそういうお話しはしていないという答弁でございますので、ひょっとするとお話しはしてなかったかもしれません。

〔1番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） これで、今、当初計画が若干おくれると、この文化財の試掘調査を6月からですか、行っておると、これは本来、こういったことは全員協議会等で議員各位に当然お知らせして、例えば工期が予定どおりいかないかもしれないことは事前に理解をしていただくように進めるべきだと思いますけれども、じゃあ部長の答弁は、どう思われます。なぜしなかったのか。

○議長（星野勇生君） 産業経済部長 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） 埋蔵文化財の話は、予算委員会の中で教育委員会の方からされておるようでございます。

[1 番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1 番（六鹿正規君） じゃあ、文教委員会の方で説明があったというわけですね、そういうふうに解釈しますよ。

本来、工業団地の造成にかかっておるわけでございますけれども、議員各位全員が特別委員会に入っておるんじゃないかなと思ってたもんで、工業団地に関しては違いますね。しかし、こういった18億云々のプロジェクトが予定どおりにいかないと。以前、この債務負担行為等々の答弁をいただいたときに、今は退職されて見えませんが、県の土地開発公社が主体として借り入れをして、売却までしていただけると。また、市としては公社と事務的、また地元調整、それから企業の選定等、売却までの協議を十分公社とやることによりまして23年度中に優良企業が誘致されれば、海津市の負担もゼロで完了するという答弁をいただいています。間違いないですか。

○議長（星野勇生君） 産業経済部長 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） 公社が用地を取得しまして、当然整地も公社が行いますし、土地の所有者はあくまでも岐阜県の土地開発公社でございますので、公社の方からその企業へ売却がされるということでございます。

それで、市のかかわりとしては、当然企業を誘致するときに、地域としても優良企業という問題が当然ありますので、そういったことも公社と相談をしながら、企業誘致についても進めていくということでございます。

工期につきましては、先ほど市長答弁の中にありましたように、23年までに完了するように努力はしておりますけれども、若干現在では当初工程よりもおくれておるといような状況でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1 番（六鹿正規君） 一番最初、冒頭にも質問の中に入れましたけれども、現在、工業団地の方の土地は、12.6ヘクタール全部買えておりますか。

○議長（星野勇生君） 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） 駒野地域と庭田地域、二つの地区がございまして、買収できているのは駒野地域だけでございます。

[1 番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1 番（六鹿正規君） そのときの、今いせん部長さんのお話の中で、海津市の駒野工業団地は12.6ヘクタール、全部買えていせんので、先ほど申し上げましたように細かい交渉に

は入れない状況でございます。残り5ヘクタールの土地買収を今後できるだけ早い時期に進めて、その土地が仮に買えたということになれば、仮ですよ、仮に買えたということになれば、その時点から企業さんとの交渉ができるのではないかと。もし、今12.6ヘクタールのお話をしても、もし万が一買えないと7ヘクタールということになります。後で企業さんからクレームが来る可能性がございます。その点は十分現状を見きわめてやっていくというふうな答弁がありました。万が一、買えなかったらどうなるんですか。今度は市長にお願いします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 万が一買えなかったらという想定上のことにはお答えできないと思います。努力してまいります。ちょっと先ほど申し上げましたように埋蔵文化財のことがありまして、それが終了しましたら、より精力的に事業を進めてまいりたいと、このように思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） いいですか、市長が万が一のことについては答えられないと、しかし、あなたの部下であった部長が、万が一買えないとという答弁をされてみえるから、私はあえてその万が一を引用させていただきました。

なぜこんなことをお尋ねするかというと、この工業団地の問題は、平成20年、当然私が議会へ出る前でございます。9月10日、全員協議会で駒野工業団地の説明があったというふうに聞いております。同月9月22日には、議会最終日には12.6ヘクタールの土地造成費等、総額18億9,832万6,000円の債務負担行為が賛成多数により議決されました。これ、債務負担行為がなかったら、私は何にも聞きませんが、今ここでお尋ねするのは、予定どおりいかなかった場合、この債務負担行為は、どのような形でこの我が市にとって負担になってくるのか、その点をちょっとお尋ねしたいです。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 大倉部長に答弁させます。

○議長（星野勇生君） 産業経済部長 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） もし、予定どおりいかなかったら債務負担はどうなるんだろうということでございますけれども、もしというその部分がどういうのを想定するのか、工期の問題なのか面積の問題なのか、いろいろあると思うんですけれども、私どもとしては万が一ということは、想定は現在ではしておりませんので、一生懸命、とにかく公社と海津市が協同しながらこの事業を進めていく、努力をしていくという段階でございます。よろしくお願いをいたします。

[1 番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1 番（六鹿正規君） おっしゃるとおりですね。頑張っていたかなくてはならないと思います。しかし、こういった質問をいたしますのは、余りにも18億云々のプロジェクトに関しても議論する時間が短いのではないかと、そういったことを私は思っております。

また、当然この文化財の件につきましては、後日でいいですので、全員協議会等でやっぱり議員各位に十二分承知をしていただくということが賢明かと私は思います。

それとあわせて、工業団地、正直言って大勢の方があそこに企業が来るのかと、こんな今不況で、企業は生き延びるためには海外へ流出しておると、国内では産業の空洞化が始まっておると、そういったことを大勢の皆さんが心配しております。私も大垣の方の会社の社長さん等ともお話をする機会があります。大丈夫かと、まず来ないだろうという大勢の方の御意見をいただくもんですから、つついこうといった立場における私としては、市長とあわせて私どもも真剣に考えて、このまちが困らないような形に進んでいければと思っております。

余談になりますけれども、例えば優良企業とおっしゃいましたけれども、なかなか難しいと思います。しかし、でき得れば優良企業を誘致していただいて、その折には、やはり従業員等々については障がい者も当然視野に入れていただけるような、思いやりのある心の優しい企業等を誘致していただけたらなあというような思いがあります。

しかし、いずれにしても、今ここでどうこうどうこうと私と市長がやっておってもらいが明かないわけでございます。とにかく海津市が困らないような形でやっていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（星野勇生君） これで六鹿正規君の一般質問を終わります。

◇ 浅井まゆみ君

○議長（星野勇生君） 続きまして、3 番 浅井まゆみ君の質問を許可いたします。

[3 番 浅井まゆみ君 登壇]

○3 番（浅井まゆみ君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、子宮頸がんワクチンに公費助成をとということで質問させていただきます。

厚生労働省が2011年度政府予算で経済成長や国民生活の安定などのため設けられる1兆円超えの特別枠に要求する事業案が、8月16日、明らかになりました。それによれば子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、約150億円を盛り込む方針、厚労省は、国、都道府県、市町村で負担し合って助成する仕組みを想定、対象者は今後詰めるとしてい

ます。

私たち公明党は、ことし5月、子宮頸がんワクチンや予防検診費用への公費助成を盛り込んだ予防治案を議員立法で国会に提出し、そのときは審議未了で廃案になりましたが、その後も、7月30日召集の臨時国会で与野党に同法案の共同提出を呼びかけるなど、活発に取り組んでおります。

予防治案の柱の一つは、予防検診として細胞診とHPV（ヒトパピローマウイルス）検査の併用を明記しています。二つの検査を併用すれば、前がん病変をほぼ100%発見できるとされています。

二つ目には、感染源のウイルスに効果的な予防ワクチンについて、特定年齢（12歳を想定）への一斉接種は全額、それ以外は一部を国庫で補助することを規定しています。

12歳の女性へのワクチン一斉接種に必要な費用は、210億円とされております。厚労省が考えているのは150億円であります。予算編成に絡んだ動きを今後は注目する必要がありますが、都道府県、市町村で負担し合っていると、市町村負担も避けては通れません。既に全国で公費助成を行う自治体は、6月時点で114までふえてきています。

改めて、子宮頸がんワクチンに公費助成をすべきと考えますが、いかがでしょうか。市長にお伺いいたします。

2点目に、ゲリラ豪雨対策についてお伺いいたします。

地球温暖化の影響などで雨の降り方に変化が生じています。1時間の降水量が50ミリを超える豪雨が増加傾向にあり、土砂災害の発生件数も過去10年間の平均で1,000件を上回っています。気候変動による災害続発にどう対応するのか、被害が甚大化する集中豪雨や土砂災害の現状にどう対応し、市民の生命と財産をどのように守っていくのか、喫緊の課題であります。

最近では局地的に襲う「ゲリラ豪雨」という言葉が一般的になり、私の地域は大丈夫だろうかと市民に不安の声が高まっています。早急に、ハード・ソフトの面から具体的な対策を進めていかなければなりません。

さて、7月15日、可児市の可児川では死者1人と2人が行方不明になったまま、この可児川では上流は整備が完了しており、川幅が急激に狭くなる下流の堤防未整備区域でははんらんが発生、河川整備の進め方が疑問視されています。

また、設置されていた水位計は県と市でそれぞれ2カ所、しかし、県の1カ所は落雷で故障、市の水位計も1カ所は電池切れで作動していませんでした。日ごろのメンテナンスのあり方が問われています。

また、八百津町で一家3人が死亡した土砂崩れでは、勧告発令等の指針となる町のマニュアルは6月に策定されたばかりで、ぶっつけ本番だったということです。

近年の洪水では、ハザードマップと実際の被害が食い違う事態が各地で起きています。2008年8月の豪雨で3,365戸が浸水、2人の死者を出した岡崎市の場合、浸水被害を受けた住宅の半分は、市作成のハザードマップでは洪水の心配がないとされた白区、2009年7月の豪雨で265戸が浸水した福岡市城南区でもハザードマップでは白でした。

洪水ハザードマップは、2005年に改正され、1,700市区町村のうち、大規模河川流域の約1,300市町村が義務づけられましたが、対象は外水はらんだけで、内水はらん、つまり雨水の排水がうまくできず、下水道や側溝などがあふれることを反映したマップをつくった自治体は7%の121市区町村にとどまっております。我が市のハザードマップもそういった内水はらんに対応したものではないかと思われまます。

そこで、お伺いいたします。

1. 市内の河川整備や土砂災害の発生の危険がある場所や規模などの調査はされ、危険な区域への対策、整備はされておりますでしょうか。

2点目に、ゲリラ豪雨に対する対策、下水道や側溝の整備やハザードマップの見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。以上で終わります。

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の子宮頸がんワクチン公費助成についての御質問にお答えします。

本年3月の議会におきまして、このワクチン接種には思春期を迎える女兒が女性の成長と健康についてきちんと理解できるような配慮が必要であり、新年度から実施される市町の状況を注視しつつ検討してまいりますとお答えさせていただいております。現在、県下におきましては、実施予定も含めて3市11町が助成を行っていると同っております。

議員御質問のとおり、厚生労働省は、子宮頸がん予防対策をがん検診とワクチン接種を関連づけ、効果的、効率的に推進するために、新年度予算において子宮頸がんワクチン接種に対する助成について、地方自治体の費用負担も含め実施するとの方針と聞いております。

しかしながら、性の乱れを助長しないかなどの意見もあり、今後は、国の動向を注視しつつ、対象年齢者への教育、医療機関関係者の方々との協議、他の自治体の状況を把握しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

2点目のゲリラ豪雨対策についての御質問にお答えします。

近年、局地的に発生するゲリラ豪雨により全国的に被害が発生し、中には人命を奪う大規模災害が発生しています。

当市におきます河川整備につきましては、治水の緊急度や過去の洪水の実態を踏まえ、関

係機関へ要望し、整備あるいは改修を進めております。

土砂災害についてでございますが、土砂災害防止法に基づきます土砂災害警戒区域に指定されている市町は、大垣土木事務所管内では、大垣市、垂井町、養老町、関ヶ原町です。当市におきましても、平成21年度、22年度に土砂災害警戒区域の指定のための基礎調査を実施してもらいました。

現在、県と調整中であり、年度末までに区域の指定につきまして議会や関係自治会への説明会を行ってまいります。また、この調査をもとに土砂災害ハザードマップの作成に取り組んでまいります。

次に、ゲリラ豪雨に対する対策についてですが、この地域における通常の降雨であれば、内水排除は排水機により強制排水し、水害を未然に防いでいます。しかしながら、局地的豪雨による浸水は、一時的ではありますが地形的条件や排水施設の整備等により発生することがあります。

そこで、側溝等排水施設の日常管理を各自治会をお願いしているところではありますが、老朽化や断面不足等により排水機能に支障を来している箇所について、自治会からの御要望により現場確認と周辺調査を実施し、緊急性の必要性を精査し、整備や改修を行っています。

続きまして、ハザードマップの見直しについての御質問にお答えします。

平成23年度に見直し、公表を考えております。主な内容は、土砂災害警戒区域の指定によるもの、国が予定している平成14年度に指定した浸水想定区域データの見直しによるものでございます。

内水ハザードマップにつきましては、堤防の決壊による浸水被害と同様に内水による被害も非常に大きな割合を占めることから、被害を軽減するためには重要であると考えております。そのために、各種データの収集、各関係機関との連携、協議を進めてまいりたいと存じます。

また、ハザードマップで補えない部分につきましては、今年度策定しました避難勧告等判断・伝達マニュアルや地域防災計画に基づき、被害の軽減を図ってまいります。

今後も、地域の防災力向上を目指し、災害が発生した場合の迅速な対応を第一に体制を整えてまいります。

また、下水道に対する対策でございますが、議員御承知のとおり、当市の下水の排除方式は分流式を採用しており、汚水は下水処理場へ、雨水は側溝等を通じて河川に流出されます。

したがって、下水について特に心配されることは表流水であり、冠水地域が最も流入のおそれがあると思われますので、その地域においては雨水の浸入が防止できる性能を持った雨水防止型マンホールふたを使用しております。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） まず、子宮頸がんワクチンについて再質問させていただきます。

市長の御指摘にもありましたが、3月の定例会にもこの質問をさせていただきました。市長の答弁の中にもありましたが、性を助長するのではないかというような御意見もあるということがありましたが、先日の中日新聞の報道の中にこういった記事が載っておりました。これは日本思春期学会というものでありますが、その提言の中にこういった部分がありました。「子宮頸がん予防のかけ声が高まる中、課題となるのが子供たちへの教育、性交渉の多い人がかかる病気といった大人の誤解、偏見をなくし、ワクチンや検診の大切さを次世代に伝えていくために、家庭・学校・社会の啓発をどう進めるか。また、ワクチンで子宮頸がんを予防できるようになるのを知ることは子供の権利であり、正確な情報を伝えることは社会の義務ではないか」ということが載っておりました。こういったことに対して、子供たちに正しい認識をさせることが大切ではないかと思いますが、担当部長の認識をお伺いいたします。

○議長（星野勇生君） 市民福祉部長 安達博司君。

○市民福祉部長（安達博司君） まず、ワクチンと定期検診で頸がんは、ほぼ100%防げるといふふうに言われております。ということで、ワクチンを接種すれば安心といったような考えもございますけれども、すべての発がん性のHPVの感染を防げるものではありません。そしてまた、このHPVに感染しても、90%以上が自己免疫力で消滅させることができると言われております。そして、がんに進行するのはほんのごくわずかということでもございます。といったようなことから、市長も申しましたように、感染症という基本的な知識、それから認識、啓発活動、そして一番大切なのが親さんの意向ですね、これに頼らず、学校教育の方においてそういった正しい知識や認識を説いていくのも重要であるというふうに思っています。こういった、まず環境を整えなければならないというふうに思っております。

そして、現在認可されております二価ワクチン、これが間もなく四価ワクチンの方も認可されるといったような運びでございますので、こういったことも含めまして、国の動向、そしてまた推奨、こちらの方を注意深く見守っていきたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） ただいま部長から学校での教育が必要ではないかという御答弁がありましたので、ここで教育委員会の御認識をお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（星野勇生君） 特例ではありますが、教育委員会の方の見解をお尋ねされておりますので、発言を許可いたしまして、御答弁をいただきます。

教育長 平野英生君。

○教育長（平野英生君） 今、こういった子宮頸がんについてのお話がありましたが、先ほど福祉部長から話もありましたように、そういったものにかかわって、そういった効能等を含めて話し合いをしながら、学校教育の中における性教育のあり方について、また検討したいと思えます。

〔3番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） ぜひ、しっかり子供たちに認識をしてもらう方向で、よろしく願いいたします。

子宮頸がんにかかった場合の医療費や労働損失というのは、ワクチン接種にかかる費用の約2倍であるという研究報告もあります。費用対効果もあると思えます。

市長、予防できる唯一のがんであります。近隣市町はほとんど公費助成されております。どうか一日も早い決断を、よろしくお願い申し上げます。

次に、ゲリラ豪雨対策についてお伺いいたします。

ただいまの答弁の中に土砂災害防止法に基づく県の調査が21年、22年に行われ、この8月に、これから県の説明会が行われるということでございます。土砂災害ハザードマップが洪水ハザードマップとともに来年度見直しということで、作り直されるようでございますが、それらはゲリラ豪雨を想定したものになっておるのか、お伺いいたします。

それともう一つ、浸水想定区域のデータというのが調べてあるのか、お伺いいたします。

○議長（星野勇生君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） ただいまの御質問でございます。ゲリラ豪雨を想定しての両方のハザードマップの作成かということでございます。今、市長答弁にもございましたように、県の方で基礎調査を行いまして、その結果が出まして、両方の今後ハザードマップ等をつくってまいる、また説明会等も行っているということでございますので、恐らくゲリラ豪雨、局地的集中豪雨等、これらも若干は加味された、地域等も加味しての調査だと思えますので、それを待ってのハザードマップ作成ということで、現在、思料いたしておるところでございます。

それともう1点、浸水想定区域データでございます。こちらの方は、現在作成してございます洪水ハザードマップ、これは平成14年に国の方のデータをもとにして、本市の洪水ハザードマップを平成19年に作成をいたしましたものでございます。

今回、確認をいたしましたら、今年度、国の方もその浸水想定区域のデータ収集の方が完

了するというごさいますので、それを待ちましてこの洪水ハザードマップの方を作成
いたしたい、かように考えておるところごさいます。以上ごさいます。

[3番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） それでは、一つ、先日の新聞報道の中に「国交省がゲリラ豪雨による
浸水被害を軽減するため、雨水を地下などに一時的にためる調整池やため池の貯水量をふ
やす地方自治体への支援を強化する方針」という記事が載っておりました。

そこで、本市はこういった調整池やため池があるのか。また、なければこれからつくる必
要はあるのかないのか、お尋ねします。

○議長（星野勇生君） 建設部長 伊藤恵二君。

○建設部長（伊藤恵二君） 浅井議員の再度の質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

洪水調整の池、いわゆる調整池でございすが、その対策をとらなくてよいのかという
御質問でございすが。

まず、雨水をためます調整池は、地下に一時的にためる方法と地上の池にためる方法があ
ろうかと思ひます。いずれも調整機能としては有効な方法であろうと思ひます。市内にお
きましても、大規模店舗では洪水調整として平常時は駐車場として使用されてお
りますが、大雨に際しましては浸水を予防するために、一時的に雨水をためる池として
の機能を持った駐車場もございすが。

内水につきましては、先ほど市長の答弁にもありましたが排水機によります強制排水
をしておりますが、この内水の洪水調整を図ってお
りますのは、大変大きな面積を持ちます水田であろうと思ひます。水田は豊かな保水力
を持った調整機能を有してお
ります。

そしてため池でございすが、現在、市内にありすため池は、農業用のため池として利
用されてお
ります。洪水調整用には利用はできないかと思ひます。

このように調整機能があることから、当市におきましても調整池の整備の前に、自治会
の御要望に基づきますところの土木施設の整備、そして改修で対応してまいりたいと思
ひます。よろしく御理解を賜りたいと思ひます。

[3番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） ありがとうごさいました。ぜひよろしくお願ひいたします。

災害は、行政による公助だけでは防げません。自分の身を自分で守る自助、また地域や身
近な人で助け合う共助、この自助、共助、公助の三つの総合力が欠かせないと思
ひてお
ります。土砂災害危険区域への周知徹底、対策をしっかりといただきまして、これで質問を
終わらせていただきます。

○議長（星野勇生君） これで浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

現在、12時でございます。これより1時15分まで休憩といたします。再開は1時15分でございます。よろしく願いいたします。休憩に入ります。

（午前11時58分）

〔10番 川瀬厚美君 入場〕

○議長（星野勇生君） 休憩前に続きまして一般質問を行います。

（午後1時15分）

◇ 飯 田 洋 君

○議長（星野勇生君） これより、4番 飯田洋君の質問を許可いたします。

〔4番 飯田洋君 登壇〕

○4番（飯田 洋君） 議長のお許しをいただきまして、私は事務の見直し、チェック体制の確立について市長にお尋ねをいたします。

最近の市の事務内容については、政権交代、少子・高齢化、住民ニーズの多様化等によって新規事務量の増加、改廃等が多く、その対応に頑張っておられますこと、まず御苦労さまでございます。そういった中で、相次いで不祥事が発生したことは残念でなりません。

そこで、特に会館、施設等の出先機関での金銭、公金の取り扱いの事務、あわせてチェック体制の見直しについてお尋ねをいたします。

まず、昨年3月の教育委員会関連公共施設での使用料の取り扱いについては、その後、どのような再発防止のために、見直し、改善、あるいは対応策をとられたのか。整えてきたもののチェック体制がどのようなところで機能しなかったのか、その検証についてお尋ねをいたします。

最近パソコンや財務会計システム、バーコードの利用等で大量の計算事務も瞬時に分別や集計が可能で、こういった分野での事務は非常に便利に、そして正確に処理ができるようになっています。しかし、もとの入力は人が行います。システムは完璧、機能万能と任せ切っていると、長期にわたりミスを見逃すことにもつながり、時折の再確認や突合が必須であります。職員相互、お互いに信頼の上に立って事務処理を行っていますので、私はいたずらに帳簿類や決裁欄をふやすのではなく、日常淡々と事務処理をこなす中で複数のチェック機能が働く流れを構築すべきものと思います。

海津市職員提案規程では、まず1番に事務処理方法の改善に関することが掲げられています。このような事態の中で、職員の皆さんの提案に期待するところであります。その中で審査委員会の開催の実績についてお尋ねをいたします。

次に、道の駅についてお尋ねします。

市にとってクレール平田、月見の里南濃は、北と南の本市にとって大きな看板であります。今回の月見の里南濃の事態について、同じように検証の結果、今後の対応についてお尋ねをいたします。

次に、重なる事態から、遵法精神の高揚とともに、海津市職員等の公益通報の処理に関する規定、また刑事訴訟法第239条の告発について関心があると思いますが、特にこの点について取り上げ、職員等に対し具体的に話し合われたことがあるか、この点についてもお尋ねをいたします。

○議長（星野勇生君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の事務の見直し、チェック体制の確立についての御質問にお答えします。

昨年3月の教育委員会関連公共施設での使用料の取り扱いにつきましては、市民の皆様、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことに心よりおわびを申し上げます。

対応策については、印鑑と通帳を複数の職員で管理することを徹底したほか、現金出納差引簿、徴収原簿の常備と毎月末の徴収報告書で公金の動きを随時管理しております。また、通帳と関係書類の確認をしております。チェック体制が機能しなかったのは、組織の危機感の欠如、内部統制環境が機能していなかったことが原因でもあります。

今後は、再発防止に努めるとともに、行政に対する市民の皆様の信頼回復に向けて職員一丸となって取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、海津市職員提案の審査委員会の開催実績についての御質問にお答えします。

御質問にありますように、海津市職員提案規程が設けられており、その第2条第1項第1号には事務処理方法の改善に関することが掲げられています。きょう現在までに12件の提案があり、5回の審査委員会を開催しました。審査結果の内訳は、採用が1件、一部採用が3件、審査対象外1件、不採用7件であります。

次に、道の駅「月見の里南濃」の事態の検証の結果、今後の対応についての御質問にお答えします。

今回の不祥事につきましては、赤尾俊春議員の質問にお答えしましたが、関係する書類や通帳、現金のチェックや検査等が十分に機能していなかった、通帳や現金の金銭管理を駅長一人に任せ切りにしたことが最大の原因であったと深く反省をいたしております。この事件の反省に立ち、不祥事の起きない環境づくりを構築するために、金銭の管理取り扱いは複数の職員で取扱うことに、売上金とつり銭を同一の取り扱いとしていたものを別々に管理する

こととし、関係書類もわかりやすいものとししました。チェック体制は、不定期と月1回の農林振興課職員による監査と、月見の里南濃運営委員会の3名による定期監査を現在実施しています。

最後に、公益通報の処理及び刑事訴訟法第239条の告発についての職員の認識についてですが、海津市職員等の公益通報の処理に関する規程を平成19年9月1日から施行し、運用しております。この規程により、職員等からの不正行為通報受付窓口を明確にし、あわせて通報があった場合の処理方法を規程するなど、体制の整備を図りました。この制度の創設に当たり、部局長会議においてこの規程の趣旨・内容等について十分検討し、職員等に周知してまいりました。

また、刑事訴訟法第239条の告発につきましては、そういった犯罪が思料されるような場合は、速やかに対応するよう部局長会議等の折に話をしてきました。

今後は、これら内部通報の手法について再度職員に対して周知徹底を図り、コンプライアンスの向上、法令違反の未然防止と是正に努めていくことで市民の信頼回復を図る重要な役割を果たすものと考えております。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ありますか。

[4番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） まず最初に、前出の渡辺議員、また赤尾議員の質問と重複するところがあると思いますが、若干内容が異なりますので、改めてひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、昨年3月の教育委員会の関連施設での見直しの件でございますが、先ほど印鑑と通帳の複数管理とか、あるいは現金出納差引簿等の帳簿を新しく備えられたと。私も施設を回らせていただきまして、さらに使用料の納入通知書等によりましては帳簿と統一の一連番号を新しく設けたと、そういうことの取り扱いを職員の方からお聞きをしましたんですけども、まだ若干私がいま一つと考えるところもございましたので、ひとつさらなる改善をお願いしたいと思います。本課と出先、現場の正規職員と日日雇用職員との関係プレーが非常に大切だと思います。そういった中で、1番目に掲げられた印鑑と通帳の複数管理、これが今回の道の駅に対しましては十分に機能していなかったと、この点については、ひとつ今後、さらなる見直しをされて行っていただきたいと思います。

以前、私、時間外勤務手当の関係で質問をしたときに、非常に職員さんが夜遅くまで電気をつけておられると、こういったことにつきましては、職員さんは全部が残業時間外手当をしているんじゃないかと、スキルアップのために一生懸命勉強していると、そういうことを言

われましたんですけれども、これは正規の職員さんにはこういう機会もありますし、いろんな研修とか講演を聞く、講習の機会があると思いますけれども、日日雇用職員さんにつきましては、特に現場の職員さんには、今回のような法的な関係ですね、こういったことの現場の労務関係の講習等の機会はあるかと思うんですけれども、今回を機会にこういう法的なことも、この嘱託、日日雇用さんには必要ではないかと思います。非常に時間的な制約があるかと思いますが、今後、こういった嘱託、日日雇用職員について、研修、講習会が必要ではないかと思いますが、この点について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 仕事を通じて勉強すると、そういうのは職員も日日雇用職員も同じであろうというふうに思いますが、今、飯田先生から御指示をいただいたことを検討してまいりたいと、このように思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 次に職員の提案規程でございますけれども、先ほど答弁の中で、12件、5回の審査委員会が開かれたという答弁でございますけれども、ぜひ今後とも職員さんも果敢にこういった提案をしていただきたいと思います。勤務評定にもつながると書いてございますので、職員さん、頑張ってくださいと思います。

また、電算のJIPなんかでは現場の使い勝手の声を待っております。皆さん方の提案をそういった電算システムに反映させていくということで待っておりますので、ぜひ海津市発信の提案をしていただきたい、そのようにひとつお願いをしたいと思います。

次に、月見の里南濃の事態につきましては、検証の結果をお聞きしました。そして、さらに遵法精神の高揚とともに、海津市職員等の公益通報の処理に関する規定、そのことでお尋ねをいたしましたんですけれども、これも内部の自浄能力といいますか、これにつながるものと思いますので、ぜひ今後ともこういったことの規定については利用をお願いしたいと思います。

次に、今回、道の駅に関し日日雇用職員、その職員について解雇という処分がなされたので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

海津市職員懲戒取扱規則では、対象となる職員について定義づけがございます。地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員、つまり地方公務員法の適用を受ける職員であります。海津市非常勤嘱託員等取扱要綱に基づき任命された職員は、地方公務員法第3条3項3号に規定される特別職に属する地方公務員で、これも地方公務員法は適用されない職員であります。海津市日日雇用職員の雇用、労働条件等に関する要綱に基づき雇用された職員も雇用契約に基づくということで、これも地方公務員法は適用されない職員であります。

ところで、一般の市民は、すべてが市役所に勤める職員さん、正規職員とともに市政を支

えてくれている職員さんで、正規職員と同じように制約といいますか、遵守義務、規定もありますが、法律上は公務員法の適用、非適用に分かれます。この非適用の嘱託、日日雇用職員ですが、現在、予算ベースで何人ぐらいの職員が見えるのか、お聞きしたいと思います。

私は以前、19年度に調べたときは、嘱託員が17名、日日雇用職員は218名で、計235名でした。その後、海津苑とか水晶の湯の指定管理者への移行でこの数は減ってきていると思いますが、ちょっと参考に、この嘱託員と日日雇用職員の予算ベースの人数についてお尋ねをしたいと思います。総務部長、わかりましたらお願いしたいと思います。

○議長（星野勇生君） 飯田議員、この議員の質問の中で嘱託、日日雇用の定数について、何か因果関係があると御判断されての御質問だろうと思いますが、事務局サイドでは今準備しておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

総務部長 後藤昌司君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（後藤昌司君） 御質問でございますが、先ほどの嘱託職員につきましては22名、それと日日雇用職員につきましては257名でございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 嘱託が22名と日日雇用が257名、合計279名、非常にたくさんの日日雇用の職員が見えます。そこで、今回の処分につきましては、海津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、それから海津市職員懲戒取扱規則、それから海津市職員に対する懲戒処分の指針という、この条例規則は制定されておりますが、対象にならない。今回の処分は、正規職員であれば懲戒免職、実名公表となりますが、地公法非適用職員ということで解雇ということですが、文言はありませんが、私は懲戒解雇と思います。指針の適用外となりましたが、今回の処分は、最終の決断は当然市長にあると思いますが、規則にあります海津市職員懲戒審査委員会の対象外の中で、公平性を保つためにも、今回、この委員会の対象にならない日日雇用職員の処分について、どのような経過、期間を経てなされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（星野勇生君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） ちょっと原則の話に戻るかもしれませんが、お時間を拝借してお答えさせていただきます。

市の職員を採用する方法としては、大体十数通りございます。それぞれの根拠の法令に基づいて採用しているというわけでございまして、ただし、当市におきましては、採用方法は3種類でございます。いわゆる正規職員と言われる職員、地公法の17条に基づいて採用している職員、これがいわゆる正規職員でございます。それ以外に、今先ほど飯田議員がおっし

やいました地公法の3の3の3、いわゆる嘱託員という方々です。この方々については先ほど申し上げました22名、それ以外に地公法によらず各自治体が独自に要綱を定めて採用している職員、これが日日雇用職員でございます。この日日雇用職員につきましては、今回問題になりました道の駅の駅長や料理長のような職員から、例えば発掘調査のアルバイト、これも日日雇用職員ですね、そういった職員までまちまちでございます。かなり職務内容とか権限、それから賃金等についても差がございます。これらがすべて先ほど申し上げました要綱に基づいて採用されております。それで、この任命につきましても、地公法とか地公法を受ける規則等で任命がされるのではなくて、この要綱に基づいて任命がされます。その要綱上は、こうした不祥事が生じた場合は解雇しかございません。通常ですと、30日前とか60日前という期間を置いて解雇の通知等を本人にするわけですが、こういった場合は即座にできるという要綱の規定がございますので、それに基づいて今回処分をしたということでございます。

したがいまして、そういった要綱に基づいて採用されている職員でございますので、地公法、それに基づく規則、指針等の適用は一切ございませんので、内部組織であります懲戒審査委員会の対象には当初からなっておりません。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 法令、準則に基づいて細かい御説明をいただきましたんですけども、私が言いましたのは、こういう委員会がありますけれども、ひとつできましたら、対象といえますか、わかりやすい形でその処分の方法がどうかな、そういう思いで質問をさせていただきました。

それともう一つ、最近はいろんな会議の中で民間の方の意見を取り入れる形がとられております。この前出の一般質問でもありましたが、現在の海津市職員懲戒審査委員会のメンバーは、委員長は副市長、委員はすべて教育長、部長クラスの執行部のみでございますけれども、関連しまして、他の市町では地方自治法施行規定の第17条の規定に基づく、その中で委員は市の職員のうちから2名及び学識経験を有する者のうちから3名を議会の同意を得て市長において任命する、委員長は委員の互選をするというような、そういう内容の規定を設けている市町がございます。そういった意味で、こういった民間の方の意見を聞く制度、こういったものをひとつ見直し、取り入れるお気持ちがあるのか、この点についてひとつ伺いたしたいと思います。

○議長（星野勇生君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） 議長、これ制度的な説明になりますけど、よろしいですか。

○議長（星野勇生君） どうぞ。

○副市長（水谷敏行君） 今、飯田議員のおっしゃいました懲戒審査委員会というのは地方自治法施行規定、いわゆる自治規定に基づく懲戒審査委員会と地公法29条に基づく審査委員会がございます。今、飯田議員がおっしゃいました自治規定に基づく懲戒審査委員会の対象者は副市長です。従前ですと助役とか収入役が対象になるわけございまして、こういった常勤特別職等を懲戒処分するには、自治規定に基づきまして職員から2名、それから学識経験者から3名、合計5名を議会の選任同意を得て委員会を設置して、その委員会での決定で懲戒処分を決めています。副市長に対する懲戒処分としては、免職、それから500円以下の過怠金、過料でございます。それから譴責、始末書、この3種類でございます。この3種類のうち、免職と500円以下の過怠金という懲戒処分をする際には、この懲戒審査委員会の決定がないとできないという規定が今飯田議員のおっしゃった自治規定に基づく懲戒審査委員会で、対象者は、私副市長になります。

で、今回言われておりますのは地公法29条に基づく懲戒審査委員会で、これにつきましては、市長、議長、それから教育委員会、消防長といった任命権者が恣意的な懲戒処分をしないように、その内部組織として職員で組織している審査委員会でございますので、もともとの根拠が違うということでございます。

それで、内部組織につきましては、午前中の答弁で申し上げましたが、この審査に外部の方をメンバーに加えようとした場合、社会正義とか守秘義務の問題等がございますので、そういったことを職業とされる弁護士等の方が、もしメンバーに加えるのであればふさわしいのではないかということで、今後検討してまいりたいということでございます。

[4番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 詳しい説明をありがとうございました。

私、わかりやすく、今の正規の職員さん、それから日日雇用職員さん、ごっちゃに一つにまとめて、こういったわかりやすい委員会、そういったもの、それと民間の方をメンバーに加えてはと、そういう意味でお尋ねをしたわけでございます。詳しい答弁をいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、市の先ほどの現金、公金の取り扱いで、この日日雇用職員さんについても、海津市会計職員に関する規則に基づきまして会計員の辞令交付とともに、公金の出納を行う者として市長から命ぜられて取り扱ってみえます。今回の道の駅の売上金といいますか、即日、現金を確認の上、一たんは金庫に保管される、そういうお金の流れは承知しておりますけれども、この売上金といいますか、この中には出荷者、農家の方の取り分と、それから使用料として市の歳入になる10%分を含んでおりますんですけれども、この売上金の会計法上の位置づけでございますけれども、この公金を扱う会計員としての辞令交付を受けて日日雇

用職員さんも行ってみえる。これは施設での使用料等の徴収書、今の3連切符の納付書等の発行もございますので、いろんな事務上の関係から、この会計員の辞令交付をされておると思いますが、この道の駅での当日現金を確認されて保管された、会計法上のこの現金の位置づけでございますけれども、単純に私は歳入歳出外現金、その中の保管金、あるいはその他の保管金になるのではないかと。取り扱い上そういうふうと思うんですけども、こういったものであれば、当然これは監査の対象として例月出納検査にこの関係書類や帳簿が出てくると思うんですけども、毎月の会計監査につきまして、この道の駅でのお金としての位置づけといたしますか、毎月の例月出納検査にこの道の駅のお金につきまして、監査に付されたことがあるのかどうか、その点について監査委員事務局にお尋ねをしたいと思います。

○議長（星野勇生君） 監査委員事務局長 舘尋正君。

○監査委員事務局長（舘 尋正君） 運営委員会の団体さんの会計ということで監査対象外ですので、上がってきたことはございません。

〔4番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） つまり、公金ではないというような位置づけにとらせていただきます。そうなりますと、この法令、規則、条例等と若干整合性がないように思うんですけども、ただ、私は今回、こういった事態になりまして、これを契機に法令の解釈によりまして事務上の負担が今の運営協議会、あるいは出荷する農家等に負担がかかってくる、そういうことを意にするところではございません。今回を契機に、さらに道の駅設置の目的に沿って、安心して新鮮な野菜、農産物を出荷できるよう改善をしていただきたいと思います。その点につきまして、今後のこの道の駅のお金の取り扱いにつきまして、今の改善の方法につきまして、最初にお答えをいただきましたけれども、今後の道の駅のこのお金の改善につきまして、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星野勇生君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） 今回の一連の公金並びに準公金といたしますか、会計規則とか水道事業会計取扱規程の対象外のお金で市の職員が取り扱いをしているものが幾つかございます。そのうちのひとつとして道の駅、特に月見の里南濃についてはそれが該当するかと考えておりますので、これらについては準公金の取扱規程みたいなものを会計管理者と協議しながら、速やかに規程を設け、その規程の中で取り扱っていきたく。

で、今、御指摘がありました会計員というのも、ここまで会計員を多く任命していいかどうかという点でも疑問がございます。現金収納員という形で足りると思いますので、そこら辺の補職といたしますか、そういったことも踏まえた上で、今後、準公金の取扱規程について整備してまいりたいと思っておりますし、午前中、市長から答弁いたしました不祥事再発防

止委員会の中で、こういった公金について、準公金についても調査するようにということで現在動いておりますので、その結果等も踏まえた上で規程等の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

[4番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 関連しまして、各課に市政の運営上、いろんな所管の団体があると思いますけれども、こういった団体の事務上の会計の通帳、こういったものが各課の職員さんが預かっていることはないと思いますが、今回を契機に、こういったものを調査されたことはありますでしょうか。

○議長（星野勇生君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） 先ほど答弁いたしました準公金の中に、市の職員が職専免で取り扱っている各団体の会計等もございます。通帳、印鑑等、市の職員が管理しているものも当然ございます。こういったものも先ほどの委員会の中で洗いざらい調査した上で、そういったものも含めて準公金という位置づけの中で規程を整備していきたいというふうに考えております。

[4番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 先ほど囑託員さん、日日雇用職員さんの人数、279人ということで、まさに市の職員さんの半数近くがこの海津市政を支えてみえる、そういう事態で、この囑託職員さん、日日雇用職員さんというのは、それぞれの分野で正規職員とともに市政を支え、頑張っておられます。

私、以前から囑託、あるいは日日雇用職員の方がいろんな資格とか免許を持って正規の職員さんと同じような職務に従事する職員には、正規の職員と同じとは言いませんが、それに近い待遇をしていただきたい、そのような考えで私は今までずっとおりましたんですけれども、この雇用の要綱、あるいは規則を見ますと、例えば任期、雇用期間でございますけれども、囑託員の任期は原則1年とし、再任することができる。日日雇用職員では、日々更新する予定期間が1年以内の者、再雇用においても雇用の初日から再雇用の日日雇用予定期限までの全雇用期間が2年となるまではできるものとなっております。条文からしますと、大体2年間ということでございますけれども、非常に不安定な身分に置かれていると思います。しかし、現状は再任、再雇用の繰り返し、最長何年の方が見えますのか。参考までに、ひとつ囑託員さん、日日雇用職員さんというのは、最近では何年引き続き勤務されてみえますのか。囑託員さんでは3年とか5年、あるいは日日雇用職員では十何年とか、概略でよろしいんですけれども、参考までに教えていただきたいと思います。

○議長（星野勇生君） 参考的にと申されても、この本来の飯田議員の質問とこういった年数とどういったかわりがあるのか、私としても非常に疑問ですし、現在、その持ち合わせがない顔をしております。したがって、関連されるその質問の内容をこの先進めていただいて、その結果について御報告させていただくということでお許しいただけませんか。

〔4番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 飯田議員、どうぞ。

○4番（飯田 洋君） 事前にきちんと通告しておけばよかったです、以前から申しておりますように、今回の事態、事件といいますか、日日雇用職員さんのことが問題になっておりますけれども、先ほど申しましたように、海津市においては279人のこういう非常勤といいますか、嘱託、日日雇用職員の方にこの海津市政が支えられておる、そういった意味で、この日日雇用職員さんの地位というのは非常に大事だと思います。そういった意味で非常に大事だということで、この嘱託員さんも日日雇用職員さんも長期にわたって海津市政を支えてみえる人がたくさん見えると、そういったことも私はここで申し述べていきたいと思えます。

そういった意味で、ぜひこの今回の事件を踏まえまして、新たな考え方から、嘱託員さん、日日雇用職員さんの不安定な身分と、それからこの待遇改善について、ぜひ市長さんに今後も海津市政を支えてくれている職員さんという形で、この待遇改善等をひとつよろしく願いたい、そういう意味で申し上げたんです。市長さんの答弁は結構でございますので、お答えは勝手に想像しておるんですが、頑張ってもらえると思いますので、よろしく願います。

以上で質問を終わります。

○議長（星野勇生君） 市長、お答えができましたらどうぞ。

松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 日日雇用職員の皆さん方も、先ほど副市長が申しあげましたように、埋蔵品の究明から、いろんな職種、仕事がございます。そのいろんな職種、仕事の性質に合わせて賃金の方も決定をいたしておりまして、海津市はできるだけそういった面で努力をしている方ではないかと、こういう理解をしております。

また、今、飯田議員から御指摘がありましたけれども、そういったことも考えながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（星野勇生君） これで飯田洋君の一般質問を終わります。

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（星野勇生君） 続きまして、7番 堀田みつ子君の質問を許可いたします。

〔7番 堀田みつ子君 登壇〕

○7番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、1点につき質問いたします。

基本目標の第1に「安心して暮らせる地域医療・福祉のまちづくり」が掲げられ、胃がん、大腸がんを初めとしたがん検診や、B型・C型肝炎検診などの検診事業が行われています。しかし、検診事業はあっても、その活用状況はどうでしょうか。受診率についていえば、子宮がんなど女性特有のがん検診は、他のがん検診に比べ受診率の伸びが大きいと聞きますが、一部無料クーポンを発行している年齢での増加が大きいのではないのでしょうか。

また、人間ドックも医師会病院に委託がされております。しかし、頭部検査となると検診事業になっているわけではありません。オプション検査であり、高額のため受診を控えられてはいないのでしょうか。

現在では高血圧治療が進歩し、脳卒中が死亡原因の第3位となって減る傾向にありますが、脳卒中の中でも脳動脈瘤破裂などによるクモ膜下出血は減っていないと聞きます。その上、がんなどに比べ片麻痺や高次脳機能障害などの後遺症が高い確率で残るのが脳卒中の特徴でもあります。

また、高齢化に伴い、認知症もふえています。アルツハイマー型認知症は、早期発見し、投薬治療によって進行をおくらせることが可能になってきています。

そこで、無症状の脳疾患、脳卒中や脳腫瘍などを発見し、発症や進行を予防するため、頭部MRIとかCTの検査を補助対象として、検診事業に脳ドックを加えることはできないでしょうか。

また、受診率向上のため、特定健診の受診率向上のための取り組みと同様に、保健師が地域に入るとともに、女性特有のがん検診のように無料クーポンを他のがん検診にも取り入れられないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の健診事業の充実についての御質問にお答えします。

まず、議員お尋ねの各種検診事業の活用状況についてですが、平成21年度に市が実施したがん検診等の受診率につきましては、胃がん検診13.1%、大腸がん検診23.1%、肺がん検診6.4%、子宮がん検診20.0%、乳がん検診20.6%などとなっています。また、肝炎検診は、累計で36.3%となっています。

がん検診は、市の検診のほか、職場検診、あるいは個人での受診などがあり、受診者数を正確に把握することは困難ではありますが、厚生労働省のがん対策推進基本計画及び岐阜県

がん対策推進計画で掲げる受診率50%に向けて、さらなる受診勧奨が必要であると考えております。

議員御質問のとおり、特定健診受診率向上、さらなる健康意識の高揚に向け、現在、地域を限定してではありますが、保健師による戸別訪問を実施しております。

また、本年度は、別に新たな試みとして糖尿病予備軍の方への訪問も予定しております。がん検診受診率向上のため、このような訪問の折に、あわせて受診勧奨を行ってまいります。

また、無料クーポン券についてですが、昨年度から国の女性特有のがん検診事業として、乳がん、子宮頸がんの検診無料クーポン券を配付した事業であり、平成20年度と比べて、それぞれ乳がん3.1ポイント、子宮頸がん3.2ポイントの受診率向上につながっています。

しかしながら、市で実施しているがん検診は、従来から、既に約3分の2を市が助成しており、自分の健康は自分で守るという観点からも今までどおりの受益者負担はお願いし、先ほど申し上げましたように検診の勧奨に努めたいと考えます。

次に、脳疾患の検診についてお答えします。

平成20年度、海津市内においてクモ膜下出血、脳内出血、脳梗塞など、いわゆる脳血管疾患で亡くなった方は43名あります。さらに患者数は、国の平均値から推測するとその10倍以上になると思われます。

脳ドックは、それらの予防に有効であることは間違いありません。しかしながら、脳血管疾患には発症する要因が幾つかあると言われており、脳ドックによって必ずその発症を予防できるということでもありません。また、脳動脈瘤や脳梗塞が発見された場合も、それが必ず発症につながるわけでもありません。さらに、自己責任とは言え、発症しないかもしれない動脈瘤を手術するリスクを考えると、市の検診に位置づけることの有効性、意義などについて検討する必要があると思われます。

これらのことから、この検診を健康増進法に定められたがん検診などと同様に市が実施することについては、今後、国の動向に留意し、専門機関等の御意見をいただきながら研究してまいりたいと考えております。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ありますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） 今、特定健診の受診率の向上のために地域を特定して限定して回ってみえるということですが、こうしたこと、今の限定しての、その感じとといいますか、入ってみてどうだったかという、そういう結果みたいなのは、途中経過でしょうけれども、その点についてお聞かせ願いたいということと、またその実際に地域に入るとい

今後どのようにしていかれるかというふうな、今限定されている、でもその一部地域だけじゃなくして、当然市内全域にわたって必要なことだと思います。そのために、まずモデルとしての役割で入ってみえると思うものですから、その点についてお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（星野勇生君） 市民福祉部長 安達博司君。

○市民福祉部長（安達博司君） 特定健診がまず受診率を上げないかんということで、受診率が低い地域を洗いまして、そこを個別に受診率を上げるために、保健師が当市民課の方と一緒に回っております。

そういった中で、健診のみならず、やっぱりそういった面の健康管理におきましても、やはり個々にいろんな御意見等をお聞きしながら保健師が相談に乗っておるといったような状況でございます。

そして市民の方の感覚でしたか。

○7番（堀田みつ子君） どのような状況、結果といたしますか。

○市民福祉部長（安達博司君） ちょっと御質問の意味がいまいちよくわからないですけど。

〔7番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） すみません、回ってみてどう感じたかということを知りたいというのと、この先、全地域にどのように入っていくかということをお聞かせ願いたい。

○議長（星野勇生君） 市民福祉部長 安達博司君。

○市民福祉部長（安達博司君） 関心はそれぞれに持たれておるんですけども、実際に健診を受けに行くというところまでなかなか、足が遠のいておるといったようなことでございますので、そういうふうでなくて、やはり自分の健康は自分で守っていただくということを強く啓蒙いたしましてやっていきたい。

それから、地区は限定せずに、市内全域をこれからは回っていきたいというふうを考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） そこで、遠のく理由というのも調べられましたでしょうか。そこをクリアしないと、やはり受診率も上がってこないというふうに思いますけれども、それとともに、地域を回るためには、やっぱり保健師の力が大だと思えますけれども、その充実についてはどのように考えておみえになるでしょうか。

○議長（星野勇生君） 市民福祉部長 安達博司君。

○市民福祉部長（安達博司君） 足が遠のくといいますのは、今現在、自分に症状がない、元

気であられるといったことを強くおっしゃってみえる、そういう思いだけではなくして、やはり定期的に健診を受けていただく重要性を説いております。

[7番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） 保健師の要は人材確保という、今、何名で回ってみえるか。じゃあ、それだけで足りない、当然全域を回ろうと思うと本当に足りないというふうに思いますので、今後、そのようなところについてどう考えてみえるのか。

○議長（星野勇生君） 市民福祉部長 安達博司君。

○市民福祉部長（安達博司君） ただいま保健師は11名おります。やはりいろんな検診もごさいますので、11名が交代で回っております。保健師の数が今足りないということはございません。

[7番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） それでしたら、全域を回ろうと思うとどれくらいでできますか、その保健師、海津市全域をこれだけの保健師で十分だというふうなことを言われるということ、じゃあ、大体1年間で全部回れるよとか、そういう何かありますでしょうか。

○議長（星野勇生君） 市民福祉部長 安達博司君。

○市民福祉部長（安達博司君） 市内全戸回るというふうではございません。やはり国保に加入してみえる方がメインでございまして、協会健保の方はそちらの方で当然PRされてみえますので、国保の方を中心に回るということで、今の数でどうなのかといったことではありません。訪問とは別に、やはりホームページとか市報でも、当然そういったことをPRしてございますので、これからも積極的に努めていきたいというふうに考えております。

[7番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） それと、がん検診の受診の伸びを先ほど50%に近づけていきたいというような、そんなことを言われましたけれども、それも先ほどの地域に入っただけの話であると思うんですけども、受診するにも、やはりそれなりのお金も要る中で、一部無料クーポンを出した年齢の方が受診が高くなっているということを考えると、例えば初めてがん検診を受けられる、そのところにもそういう補助制度だとか、さらにそこで無料の検診とかという、そういうことは考えられないのでしょうか。

○議長（星野勇生君） 市民福祉部長 安達博司君。

○市民福祉部長（安達博司君） 無料クーポンを国の方が補助をされたのは、やはり乳がんと子宮頸がんにおいて若い年齢層から発症する事例が起きてきたといったことから、国の方が

推奨されて、積極的にそういうふうには交付金でもって対応してでも多くの方に受けていただくようにといった制度でございますので、他の制度につきましても無料クーポンはどうかということでございますけれども、やはり健康増進法に定められております自治体が行わなければならない健診事業、こちらの方を積極的に受診率の向上に努めていきたいと現時点では考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） 次に脳ドックについてお尋ねしたいんですけれども、なかなか無症状ということで、脳の中のことはわからないんですよ。御近所の方から、それこそたまたま検査をして6センチぐらいの脳腫瘍が見つかって命拾ったわというふうなことをお聞きしました。そういうことを考えると、やはり頭の中で、その方も全然無症状だったということらしいです。そういう先ほども20年に亡くなられた方、この市内の人数からいうと、それは43名かもしれませんけれども、でも、やはり一人ひとりの命からいえば、その周りの方も含めての43名だと思いますので、ぜひともこの脳ドック、せめてこのオプション検査になっているMRIの部分でも半額補助でも、何かそういうことを考えていただけないでしょうか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 医療費の問題もいろいろございまして、来年の1月1日から、今議会にも提案させていただいておりますが、まずは小学校まで外来の医療費を無料にしておりますのを、来年の1月1日から中学校3年生まで医療費を補助させていただくということに努めております。

そして、今、MRIはどうかというお話でございますが、この分につきましては、やはり皆さんの力でお願いを申し上げたいと、このように思います。

ことしからも一つ、老人といいますか、肺炎球菌のワクチンの方も補助をさせていただきました。これは肺炎、亡くなる方の最後の病名、肺炎が非常に多いわけございまして、その起因菌となる肺炎球菌、これに対する補助もことしから行っております。

したがって、先ほど部長が申し上げましたように、健康増進法にのっとりつつ、それを着実に進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔7番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） それこそ全く脳ドックすべてとは言いませんけれども、それでも、今、子供の医療費の問題を言われました。高齢者の肺炎球菌のことも言われましたけれども、でも、何か今言われて、確かにその部分では本当に大変いいことだと思いますけど、ちょっとこの健診のところとは別ではないかなというふうに思うんですけれども、やはりほかの検

査を受けている、ふだんかかりつけ医にかかっている、高血圧の検査もして、薬を飲んだりだとか、胃がんのカメラをのんだりだとか、心電図を撮ったりだとかというふうにしていながらも、でも、脳の中のことがわからない中でクモ膜下というふうな方もあるし、そういうことも考えれば、やはり本当にわからないところを診るということは大事だと思いますので、ぜひとも検討していただきたい。

そのことを申し上げて、全体的に平行線でございますので、お願い申し上げます、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星野勇生君） これで堀田みつ子君の一般質問を終わります。

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（星野勇生君） 続きまして、8番 藤田敏彦君の質問を許可いたします。

〔8番 藤田敏彦君 登壇〕

○8番（藤田敏彦君） 私が最後になりましたが、議長の許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

私は1点であります。新統合庁舎設計になぜ免震構造を採用しないのか、質問相手は市長であります。

質問内容、我が海津市は、海津・平田・南濃の3町が合併をして5年が経過いたしました。3年前から海津市統合庁舎検討懇談会が行われ、1年をかけて分庁舎方式か統合庁舎方式かを検討し、統合庁舎とすることを決めた。

その後、1年をかけて場所の選定を行い、現在の海津市役所に適正な規模となる建物を増築することが決まった。しかし、海津郡3町合併協議会協定書の安全性において、地盤のかたさ、自然災害被害の危険度の低さを第一義とすることを必須条件と定められておりました。相反しまして、地盤が軟弱で地震時には液状化現象が起きる場所に決まった。現在は基本設計が進み、議会でも統合庁舎整備特別委員会が8回開催をされております。私は8項目の要望事項を提案し、アピールをしてまいりました。少し述べさせていただきます。

初めに、耐震性、地盤沈下に対応した安心・安全な庁舎建設に努める。

市民憩いの場所、サービスヤードを設置すべきである。

バリアフリー対策、旧庁舎へのエレベーターの設置。

雨水用地下タンクを設置して植栽等に利用する。

ガラスの種類等を考慮し、西日対策を図ること。

エコに関しましては、太陽光発電システムを導入し、内部照明にはLEDを使用すること。海津市として何かアピールするものを設計に盛り込んでもらいたい。

最後に、巨大地震に備えて免震構造を採用すべきである。

以上であります、できたらすべてを実現していただきたいと思っております。

新庁舎の見学には、今まで関ヶ原町庁舎、これは免震構造でありました。可児市庁舎、そして兵庫県宍粟市役所庁舎、これも免震構造、個人的には8月29日に揖斐川町役場の内覧会に行つてまいりました。大変参考になりました。ぜひとも近くでありますので、議会からも見学に行くことをお勧めいたします。

メディアでも報道されているように、いつ発生してもおかしくない、東海・東南海の複合型大地震に備えるべきではないのか。私も1級建築士であり、建築基準法第1条には、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とすると書いてあります。委員会があるたびに免震構造を新庁舎に盛り込むように何回も何回も訴えてまいりました。

免震構造装置とは、建物の地下部分に、柱脚の下に積層ゴムを何層も敷き、地震時の揺れに対して変形をダンパーにより抑制する装置であります。設置には、当然建築コストは高くなります。しかし、基本設計の変更箇所、待合ホール部分、渡り廊下等の寸法縮小により700平方メートル弱の床面積が減り、単純計算で1平方メートル基準単価35万円を計算しますと、2億4,500万円ほど減となります。その減額分を免震装置設置の費用に充ててはいかかなものでしょうか。

市庁舎を建築するという事は、つまり市のシンボルである、お城を建てるようなものであります。初代城主は松永市長であります。本来ならば、もっと幅広く市民の意見を聞き、要望を聞き、サービス低下にならないように気配りをし、市民憩いの場であり、気軽に来庁していただける雰囲気を持った建物でなければならない。市長は、もっと世論、市民の声を積極的に聞くべきであります。

最後に、これからは庁舎建築には地震に強く、災害被害時には防災センター、避難所を兼ねる機能を備えた安心・安全な免震構造を設計に盛り込むべきである。市長の所見をお伺いいたします。以上です。

○議長（星野勇生君） 藤田敏彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員の新統合庁舎設計になぜ免震構造を採用しないのかとの御質問にお答えします。

統合庁舎の建設計画は、先ほどの渡辺議員、山田議員の答弁の折にも申しましたように、市長の諮問機関であります統合庁舎検討懇談会並びに市議会庁舎検討特別委員会におけます議論の結果を第一義として進めているものであります。

中でも統合庁舎の位置については、藤田議員が申されますように、海津郡3町合併協議会協定書に定める、安全性を第一義として、経済性、利便性を重要判断基準として検討がなさ

れ、当時の安全性の議論の中では、アドバイザーである岐阜大学教授により、本市に被害が想定される大地震の発生に伴う揺れの分析をもとに議論が交わされ、検討の上、位置決定がなされてきております。

本市は、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されています。近い将来発生が予測される東海地震、東南海地震、またこの二つの地震が同時に発生するとも言われている複合型東海地震、さらには関ヶ原・養老断層系地震が発生した場合の海津庁舎での想定震度は、複合型東海地震で震度5強、関ヶ原・養老断層系地震で震度6強と言われております。

今、設計中の新統合庁舎は、本市の防災拠点として機能できる高い耐震性と、市の財産として長期間使用できる高い耐久性を備えた施設とすることを目指しています。したがって、耐震については官庁施設の総合耐震計画基準における耐震安全性を第1類とし、大地震動後、構造体の補修をすることなく使用できる庁舎として早期に防災活動が行えることを目標として、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる庁舎としてまいります。

藤田議員が提案されています免震構造は、大地震時にすぐれた性能を発揮する反面、統合庁舎整備特別委員会でも回答させていただいたように、地盤改良等を必要とし、建築費の割増し費用も多額の資金を要するとともに、完成後におきましても免震装置の維持のために管理経費を要します。そこで、新統合庁舎は、先ほど申し上げました基準により安全性を保つことができ、建築コストを抑えることができるとの観点から、耐震構造による計画が妥当であると判断し、設計を進めております。

また、建築面積を抑制したりしておりますのは、より機能的で経済性を求めるために少しでも庁舎統合に要する財政負担を抑えたいとの思いからであり、抑制によって減少する費用をほかにワンステップ高い装備に充てていこうという考え方は持っておりません。華美でなく、経済的で、安全性、利便性にすぐれた新統合庁舎の建設を目指しています。

藤田議員には、今後もよきアドバイスをいただくことをお願いしまして、庁舎建設に御理解をいただくよう、よろしく申し上げます。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ございませんか。

〔8番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 藤田敏彦君。

○8番（藤田敏彦君） 当然設計事務所等には、現在の海津市のいろんな建物なんかはどのような状態であるかということの見学なんかはしてもらっているのでしょうか。

私もいろいろ調べておりますが、治水タワーなんかは地盤沈下が甚だしく、非常に修正工事が行われております。市民プールにしましても、シャワールームなんかのタイルが浮いちゃって、それから外部も構造クラックが入っております。それと、やはり外構、くいで建物

はもって周りが沈むという、そういう地盤沈下、1段目のステップが非常に高くなっております。

それで、あと一つは歴史民俗資料館、これは建設当時、コンクリートパイルを58メートル打って、初めて支持地盤があったというふうに聞いております。あの玄関へ行くまでのスロープですが、西と東とではすごい段差がついております。これは目で見て本当にびっくりします。

ですから、こういう状況の中で、そういう姉齒事件から構造設計というものはどういうものであるかということ、官民ともに非常に反省すべきことがありました。本当にびっくりしました。こんなことが実際行われているのかなあというふうに私もショックを受けました。

ですから、こういう施設を当然でしょうが見学をされたんですか、それだけちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

- 議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。
- 市長（松永清彦君） 見学したといいますのは、設計者が見学したかということですか。
- 8番（藤田敏彦君） はい、そうです。
- 市長（松永清彦君） 財政課長の方に答弁させます。
- 議長（星野勇生君） 財政課長 木村元康君。
- 総務部財政課長（木村元康君） 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

市内の全部の施設を設計士を伴って視察したということとはございません。近隣の歴史民俗資料館、そしてまた武道館、こういったところの現状、もちろんこの海津庁舎もでございますが、こういったところについては見させております。

〔8番議員挙手〕

- 議長（星野勇生君） 藤田敏彦君。
- 8番（藤田敏彦君） はい、わかりました。

それから、私、先ほど言いましたが、揖斐川庁舎の件でございますが、後で平面計画をもらってまいりましたのでお渡ししても結構ですが、あそこは名称が「防災センター兼揖斐川町庁舎」というような名称だそうです。それで、2階部分にはダム対策室、そして3階部分には防災対策室、防災対策本部室といいまして、かなりの面積をとっております。以前、我々の会議で余りにも海津市の計画は会議室が多いんじゃないかという議員からも御指摘がありました。ここにこういう防災センターを兼ねるということは、別枠の融資でそういう補助金が出るのではないかと、私はそういうふうに思いますが、そんな面は調査をされましたか、お聞きをしたいと思います。

- 議長（星野勇生君） 財政課長 木村元康君。
- 総務部財政課長（木村元康君） 私どもの計画におきましても、図面等でお示ししてありま

すとおりに、4階部分に災害対策本部が設置できる部屋を設けております。これは私も同行させていただきました可児市にも同様のお部屋があったかと思いますが、緊急時にそういったパソコン等、また非常電話等も設置できるコンセント類を備えたものとして私どもは計画しております。

私も揖斐川の庁舎は見学をさせていただきました。そういった中で、確かにそのようなお部屋はございましたが、そういった設備等についてはどうだったのかなあというふうに今思っておるわけでございますが、私どもとしまして、午前中の一般質問にもございました、災害対策本部としての緊急時における機能が十分発揮できるような部屋を設置していく計画としております。

[8番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 藤田敏彦君。

○8番（藤田敏彦君） さきに言いましたように、ひょっとしたら別枠の融資があるんじゃないかと、ないですか、それは。私はあると思いますが。

○議長（星野勇生君） 財政課長 木村元康君。

○総務部財政課長（木村元康君） 別枠の防災対策のお部屋、機能のための融資といいますか、助成制度は、この庁舎に当たっては無いというふうに思っております。

[8番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 藤田敏彦君。

○8番（藤田敏彦君） それはやはり庁舎が主であって、揖斐川町の場合はかなりの面積をとっておりますので、そういうトータル的な名称によって、これはちょっと判断が違うのかもしれないませんが、これ以上言いませんが、再度調べておいていただきたいと思っております。

それから、庁舎の計画が進んでおることですが、揖斐川町なんかは新しい家具なんかは、半分以上は旧のものを使うということを担当の方が言っておられました。やはり折しも家具等をすべて新しくしますと、7,000万から1億円ぐらいかかると思っておりますので、揖斐川町を見ますと、まだ引っ越しの途中でありましたのでスチールの家具なんかはガムテープがいっぱい張ってあったり、そういうのがいっぱい見られました。そういうのは古いというよりも、やはり節約をしておるなあというように私は感じましたが、そういう家具・備品等の計画は、どのような計画で思ってみえるでしょうか、よろしく願います。

○議長（星野勇生君） 財政課長 木村元康君。

○総務部財政課長（木村元康君） 備品等につきましては、当然使えるものはそのまま使うということにしております。我々も少しでもその財政負担を低く抑えたいという思いでやっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

[8番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 藤田敏彦君。

○8番（藤田敏彦君） 午前中の山田議員の質問の中に市長の答弁で、基本設計の金額と実施設計はかなりの請負金額が違うであろうと、これは当然であると思いますが、私は先ほどのいろんな通路とか、そういう面積の縮小によりマイナスになったと、それからこういう疲弊した建設業界でありますので、本当にたたけばどれだけでも低くなってしまふような請負金額になるのではないかと思います。そこの間隙を縫って、できたら免震構造をやっていたら安心・安全なそういう建物ができると、私はそのように思います。

そんな実施設計ができたときには、構造がひっくり返るようなことは不可能であります、私は最後に免震構造をよろしくお願ひしますと、そういうことを強くアピールいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（星野勇生君） これで藤田敏彦君の一般質問を終わります。

本日、予定をいたしておりました一般質問は終結いたしました。

◎散会の宣告

○議長（星野勇生君） これをもちまして、本日の日程はすべて終了したことをお伝えし、散会といたします。

なお、次回は9月29日に再開いたしますので、よろしくお願ひをいたします。御苦勞さまでございました。

(午後2時33分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成22年9月13日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

